



第五次柏崎市障がい者計画

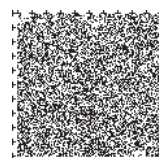
令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

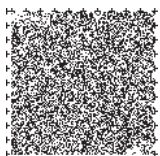
柏崎市第7期障がい福祉計画 柏崎市第3期障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

柏崎市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、
記録されている情報を音声で聞くことができます。



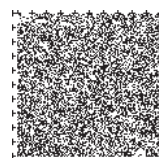


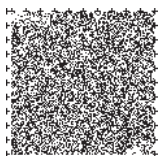
第 7 期 柏崎市障がい福祉計画

第 3 期 柏崎市障がい児福祉計画



ニュースポ・パラスポ体験フェアの様子

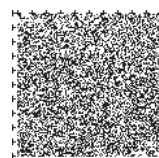


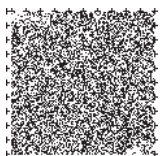


目 次

第1章 基本目標・成果目標.....	1
1 基本目標.....	1
2 成果目標.....	3
第2章 障がい福祉サービス等の利用実績・見込量確保のための方策及び活動指標.....	13
1 障がい福祉サービス.....	13
2 障がい児支援.....	19
3 地域生活支援事業.....	21
4 その他.....	30
資料編.....	33
1 障がいのある人へのアンケート調査結果.....	33
(1) 設問別結果.....	33
(2) アンケート結果から見える課題.....	80
2 障がい福祉サービス事業所調査結果.....	82
3 障害者福祉推進会議.....	85
4 用語解説.....	89
5 第五次柏崎市障がい者計画（再掲）.....	98

「＊」がついている用語については、資料編「4 用語解説」において用語の解説を掲載しています。





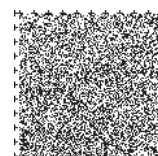
第1章 基本目標・成果目標

1 基本目標

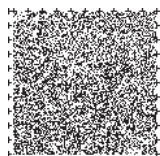
柏崎市第五次総合計画では、健康・福祉分野の基本方針「『健やかさ』をつなぐまちをめざして」の下に、施策の方針として「誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる」、主要施策として「障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる」を掲げ、計画を推進しています。

本計画では、「柏崎市第五次総合計画」並びに「第三次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法*及び児童福祉法*の趣旨や国の基本的な指針に基づき、「互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎」を基本理念とし、次のとおり第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本目標を定めます。

基本目標1	障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
	障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域の中で共に支え合う「共生社会」を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援などの提供体制の整備を進めます。
基本目標2	障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
	障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病*患者、障がい児です。 障がい種別や地域間でサービスに格差が生じないように障がい福祉サービスの充実を図るとともに、難病患者などや精神障がい者に含まれる発達障がい*者及び高次脳機能障がい*者に対して、制度の周知を図ります。
基本目標3	入所などから地域生活への移行、地域生活の定着支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備
	障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行及び定着支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指して、地域の社会資源を最大限に活用し、地域生活支援の拠点等の提供体制の整備を進めます。 また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるため、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要であり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



基本目標4	地域共生社会*の実現に向けた取組
	地域の全ての住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などに係る取組を進めます。 また、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童が保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。
基本目標5	障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
	障がいのある児童及びその家族に対し、できる限り早期に障がいを発見し身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援などの充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。 また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を進めます。
基本目標6	障がい福祉人材の確保
	障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、障がい福祉事業を実施していくためには提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していく必要があることから、障がい福祉サービス事業所と行政が一体となった取組を進めます。
基本目標7	障がいのある人の社会参加を支える取組
	地域における社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を行います。また、障がいのある人が文化芸術活動などを通じ、個性と能力の発揮や社会参加を促進します。



2 成果目標

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の指針に即して、市として障がいのある人などの地域生活を支援するためのサービス基盤整備などに係る令和8（2026）年度末までの目標を設定しました。

障がいのある人の自立支援の観点から、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障がい児通所支援などの提供体制を確保するため、国の基本的な指針に基づき、次に掲げる6つの項目、17の成果目標を設定し、障がい福祉サービスなどの充実及び施策の推進を図ります。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

施設入所者の地域生活への移行について、国では、令和元（2019）年度末の入所者数から6%以上をグループホームなど地域生活への移行を目指すという方針でした。本市では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は113人であったため、過去の推移から6%に当たる7人の地域移行を目指しましたが、施設入所者の重度化・高齢化により地域移行を希望される方は少なく、グループホームへの1人の移行となりました。

目標値：施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
7人（6.2%）	1人（0.9%）

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
------	---

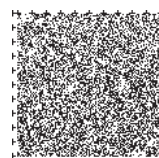
市の考え方	施設入所の利用ニーズが高いことから、令和5（2023）年3月末の施設入所者（109人）の2%に当たる2人を地域生活に移行するものと設定します。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
施設入所者の地域生活への移行	2人

②施設入所者の削減

【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

施設入所者の削減について、国では、令和元（2019）年度末の入所者数から1.6%以上を削減するという方針でした。本市では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は113人で、目標年度末の施設



入所者数を待機者などの地域ニーズから同数である 113 人と設定しましたが、地域移行による減少に加え、入所施設の職員不足などの理由により新規入所が進まず 4 人減少しました。

目標値：施設入所者の削減	
令和 5（2023）年度目標	令和 4（2022）年度までの実績
施設入所者数 113 人	施設入所者数 109 人

【第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和 8（2026）年度末時点で、令和 4（2022）年度末の施設入所者数を 5%以上削減することを基本とする。
------	--

市の考え方	令和 2（2020）年 4 月から令和 5（2023）年 3 月までの 3 年間に 3 人削減されました。施設入所の希望者が多く、ニーズが高いことから、令和 8（2026）年度末の施設入所者数は令和 4（2022）年度末と同数である 109 人を設定します。
-------	---

成果目標	令和 8（2026）年度目標
施設入所者の削減	施設入所者数 109 人

（2）地域生活支援拠点等*が有する機能の充実

①地域生活支援の充実に関する目標

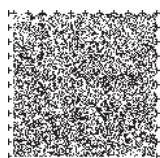
【第 6 期障がい福祉計画の目標値と実績】

国は、障がいのある人の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を行うという方針を示し、本市では、令和 3（2021）年度に地域生活支援拠点等を面的整備しました。

目標値：地域生活支援拠点の整備	
令和 5（2023）年度目標	令和 4（2022）年度までの実績
地域生活支援拠点等を 1 か所設定する	令和 3 年度に面的整備として運用を開始し、10 法人 24 事業所が登録

【第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和 8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
------	---



市の考え方	地域生活支援拠点等については、地域全体で支える面的整備により「緊急時の受入れ対応」「24 時間の相談体制」機能から開始しました。柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会*において、年1回以上の検証及び機能充実についての検討の場を設定します。
-------	--

成果目標	令和8（2026）年度目標
地域生活支援拠点等の確保	地域生活支援拠点等の登録事業所数の増加

成果目標	令和8（2026）年度目標
地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	年1回以上の運用状況の検証を踏まえ、機能充実に向けての検討を年3回以上実施

②強度行動障がい有者への支援体制の充実について

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和8（2026）年度末までに強度行動障がい有者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
------	--

市の考え方	強度行動障がい有者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制整備を進めます。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
強度行動障がい有者の支援体制の強化	強度行動障がい有者の状況把握及び支援体制整備の推進

（3）福祉施設から一般就労への移行など

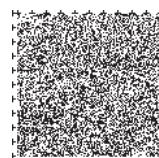
①福祉施設から一般就労への移行

【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

福祉施設から一般就労への移行について、国では、令和元（2019）年度の実績の1.27 倍以上の移行を目指すという方針でした。本市では、令和元（2019）年度の実績が8人であったことから、今後の就労移行者の伸びを見込み、15人を目指しましたが、毎年度目標に達することはできませんでした。

目標値：福祉施設から一般就労への移行

令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
令和5（2023）年度末において福祉施設を退所し、一般就労する人の数を13人以上（1.5倍）にする。	令和2（2020）年度：9人 令和3（2021）年度：6人 令和4（2022）年度：8人



【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8（2026）年度中に令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 - 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
------	---

市の考え方	令和3（2021）年度における福祉施設から一般就労への移行者は、6人でした。市内事業所への調査から令和8（2026）年度における移行者を令和3（2021）年度の2.5倍に当たる15人以上で設定します。
-------	--

成果目標	令和8（2026）年度目標
福祉施設から一般就労への移行者	15人以上（2.5倍）

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労移行支援事業を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和3（2021）年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
------	---

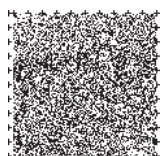
市の考え方	令和3（2021）年度における就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者は、6人でした。市内事業所への調査から令和8（2026）年度における移行者を令和3（2021）年度の1.5倍に当たる9人以上で設定します。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者	9人以上（1.5倍）

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労継続支援A型事業を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和3（2021）年度の移行実績の1.29倍以上とすることを目指す。
------	---

市の考え方	令和3（2021）年度における就労継続支援A型事業を通じて一般就労への移行者は、0人でした。市内事業所への調査から令和8（2026）年度における移行者を2人以上で設定します。
-------	---



成果目標	令和8（2026）年度目標
就労継続支援A型事業を通じた 一般就労への移行者	2人以上

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労継続支援B型事業を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に 移行する者を令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上とすること を基本とする。
------	---

市の 考え方	令和3（2021）年度における就労継続支援B型事業を通じて一般就労 への移行者は、1人でした。市内事業所への調査から令和8（2026） 年度における移行者を令和3（2021）年度の4倍に当たる4人以上 で設定します。
-----------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
就労継続支援B型事業を通じた 一般就労への移行者	4人以上

②就労定着支援事業の利用者数

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労定着支援事業の利用者数は、令和8（2026）年度末の利用者数を 令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
------	---

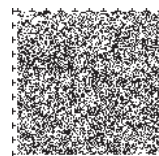
市の 考え方	令和3（2021）年度における就労定着支援の利用実績は5人でした。 市内事業所への調査から、令和8（2026）年度における移行者を令和 3（2021）年度の1.6倍に当たる8人以上で設定します。
-----------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
就労定着支援事業の利用者数	8人以上（1.6倍）

③就労定着支援事業利用による職場定着率

【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

就労定着支援事業利用による支援開始から1年後の職場定着率について、国では、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上にという方針でした。本市では、これまでの実績から100%を目標に設定し、令和4（2022）年度に達成しました。



目標値：就労定着支援事業利用による職場定着率	
令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所の割合を10割とする。	令和3（2021）年度：95% 令和4（2022）年度：100%

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を見て取組を進めることを基本とする。
------	---

市の考え方	就労定着支援事業を行っている全ての事業所が、就労定着率が8割以上と設定します。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	10割

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児支援の提供体制（Ⅰ）

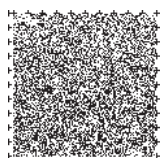
【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

障がい児支援の提供体制について、国では、令和5（2023）年度末までに児童発達支援センター1か所の整備を目指すという方針でした。本市では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の子ども部会において現状の整理・協議を行い、児童発達支援センターに求められている機能や役割の多くは元気館で既に実施しているものの、1か所整備という目標に達することはできませんでした。

目標値：障がい児支援の提供体制（Ⅰ）	
令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
児童発達支援センターを1か所整備	「児童発達支援センター」機能についての確認及び設置についての協議を実施

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
------	--



市の考え方	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、現状機能の充実・拡大についての検討及び1か所整備に向けて課題整理並びに検討を継続していくこととし設定します。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを1か所整備

②障がい児支援の提供体制（Ⅱ）

【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

保育所等訪問支援の利用体制について、国では、令和5（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すという方針でした。本市では、1か所で支援を実施してきました。

目標値：障がい児支援の提供体制（Ⅱ）	
令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
保育所等訪問支援を1か所以上整備	保育所等訪問支援を1か所で実施

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
------	---

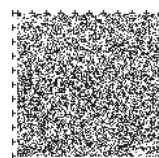
市の考え方	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、保育所等訪問支援を利用できる体制を1か所以上と設定します。
-------	--

成果目標	令和8（2026）年度目標
保育所等訪問支援の提供体制	保育所等訪問支援を1か所以上整備

③障がい児支援の提供体制（Ⅲ）

【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

主に重症心身障がい児*を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保について、国では、令和5（2023）年度末までに1か所以上確保するという方針でした。本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを2か所で整備し支援を実施してきました。



目標値：障がい児支援の提供体制（Ⅲ）	
令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所を2か所確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所をそれぞれ2か所確保

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
------	---

市の考え方	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを2か所以上と設定しました。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ2か所以上確保

④医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置

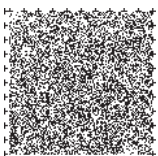
【第6期障がい福祉計画の目標値と実績】

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、国では、令和5（2023）年度末までに、各市町村又は圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置し、コーディネーターを配置するという方針でした。本市では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の子ども部会において医療的ケア児の情報と事例の共有を行ってきました。

目標値：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
令和5（2023）年度目標	令和4（2022）年度までの実績
医療的ケア児等に関する体制整備の協議及びコーディネーターの配置	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の子ども部会において医療的ケア児の情報と事例の共有などを実施

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	令和8（2026）年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------	--



市の考え方	医療的ケア児等に関する体制整備の協議を行うとともに、コーディネーターの配置を設定しました。
-------	---

成果目標	令和8（2026）年度目標
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	医療的ケア児等に関する支援体制の整備 及びコーディネーター1人配置

（５）相談支援体制の充実・強化など

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

国の指針	・令和8（2026）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置（複数市町村のよる共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、これからの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
------	---

市の考え方	障がいのある人が自らの意思で暮らし方を決定するための多様なニーズに対応できるよう（基幹相談支援センターの有無によらず）総合的・専門的機能を高め、相談支援体制の強化・充実を図ります。
-------	--

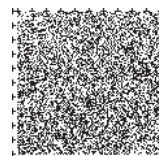
成果目標	令和8（2026）年度目標
相談支援体制の充実・強化など	相談支援体制及び連携の強化、人材育成等をはじめとした総合的な底上げの取組の実施

（６）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

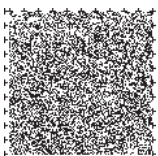
国の指針	令和8（2026）年度末までに、都道府県及び市町村において、サービスの質向上を図るための取組に係る体制を構築する。
------	---

市の考え方	障害者総合支援法及び児童福祉法の具体的内容の理解を促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加を呼びかけます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有することにより、市及び事業所の事務負担を軽減し、障がい福祉サービス提供体制の強化及び質の向上を図ります。
-------	---





成果目標	令和8（2026）年度目標
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などにより、事務負担の軽減及び障がい福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築



第2章 障がい福祉サービス等の利用実績・見込量確保のための方策及び活動指標

障がいのある人が住み慣れた地域において必要な支援が受けられるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制を確保するため、これまでのサービス利用実績、障がいのある人へのアンケート及びサービス事業所の事業計画などを参考に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障がい児通所支援などの見込量とそれを確保するための方策を掲げます。

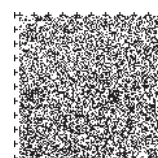
- ・令和5（2023）年度実績は、見込の数値です。
- ・単位の「人日」は、1か月当たりの延べ利用日数です。

1 障がい福祉サービス

（1）訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。



②サービスの利用実績及び見込量

単位：1か月当たりの延べ利用時間及び実利用人数

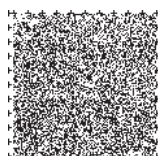
サービス名		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	時間	1,032	1,071	1,065	1,070	1,070	1,070
	人	87	84	80	100	100	100
重度訪問 介護	時間	240	744	765	1,000	1,100	1,100
	人	2	2	2	4	5	5
行動援護	時間	267	315	299	350	400	450
	人	12	14	12	15	16	18
同行援護	時間	123	114	116	150	150	150
	人	14	13	11	15	15	15
重度障がい 者等包括支 援	時間	0	0	0	180	180	180
	人	0	0	0	1	1	1

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

訪問系サービスの状況をみると、居宅介護、行動援護、同行援護の利用時間数、利用人数は横ばいの状況になっていますが、障がいのある人の地域生活を支えるサービスとして欠かせないことや障がいのある人へのアンケートから、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

重度訪問介護は令和3年度より在宅の重度障がいのある人が夜間も含めた利用を開始したことから、利用時間が急激に増加しています。夜間対応ができる事業所が市内にないため、他市事業所がサービス提供している状況です。

また、相談支援事業の充実を図りながら、障がいのある人が必要としているサービスを的確に把握し、提供を実施します。さらに、障がい福祉サービス事業所へ同行援護などの従事者要件である研修制度などの周知を図り、人材確保の支援とサービスの質の向上に働きかけを行います。

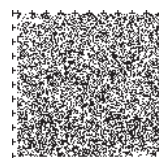


(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活などに関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事など自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価を行い、一般就労や適切な就労系障がい福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	企業などに雇用されることが困難な就労を経験した障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合などに、障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

※就労選択支援は令和7年10月から開始予定



②サービスの利用実績及び見込量

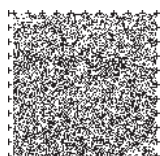
単位：１か月当たりの延べ利用日数及び利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	人日	3,807	3,750	3,813	3,900	3,900	3,900
	人	201	198	198	200	200	200
自立訓練 (機能訓練)	人日	21	37	34	35	25	25
	人	2	4	3	3	3	3
自立訓練 (生活訓練・日中)	人日	101	119	159	120	130	150
	人	6	10	12	10	11	13
自立訓練 (生活訓練・夜間)	人日	145	173	110	150	160	170
	人	5	6	4	6	6	7
就労選択 支援	人	—	—	—	—	15	30
就労移行 支援	人日	160	242	260	250	250	250
	人	9	15	15	15	15	15
就労継続 支援(A型)	人日	271	255	275	400	450	500
	人	14	14	14	20	22	25
就労継続 支援(B型)	人日	3,254	3,151	3,528	3,680	3,840	3,840
	人	207	207	220	230	240	240
就労定着 支援	人	11	10	11	12	13	15
療養介護	人	54	55	56	55	56	58
短期入所 (福祉型)	人日	134	34	92	100	150	200
	人	4	5	10	25	30	35
短期入所 (医療型)	人日	32	34	32	30	36	40
	人	4	5	5	6	6	6

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

日中活動系サービスの状況をみると、就労継続支援（Ｂ型）は、利用人数、利用延べ日数とも増加しております。自立訓練（生活訓練・日中）や就労移行支援の利用人数・利用延べ日数は年々増加傾向にあります。他サービスにおいては、利用延べ日数は減少しているものの利用人数は横ばいの状況になっており、複数の日中活動系事業所を併用して利用する方が徐々に増加しています。

日中活動系サービスは、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した社会生活及び日常生活を送るための日中の活動の場として重要なサービスです。障がいのある人や介護を行う人の高齢化などにより、利用



の増加が見込まれます。障がいのある人が必要とするサービスについて、障がい福祉サービス事業所や関係機関との情報共有を行い、適切なサービスの提供体制の維持及び拡充を図ります。

就労支援サービスである就労移行支援及び就労継続支援A型・B型は、サービス事業所、市、ハローワーク、特別支援学校*などと連携し、障がいのある人の就労に向けた支援を継続していきます。特に就労継続支援A型・B型は、今後も利用のニーズが高いことから、サービス内容の充実に向けた取組を進めます。さらに、就労定着支援のサービスにより、就労後の不安軽減などのサポートを行い就労の継続を支援します。

短期入所について、障がいのある人へのアンケート調査においても今後利用したいとのニーズが高いですが、事業所の人材不足で受入れが困難な状況にあるため、障がいのある人の日常生活支援と家族の介護負担軽減及びニーズに沿うことができるよう、障がい福祉サービス事業所と人材確保の方策も含めて協議・支援を行います。

(3) 居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

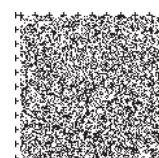
②サービスの利用実績及び見込量

単位：1か月当たりの利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	89	86	90	88	90	90
施設入所支援	人	112	111	108	109	109	109

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

共同生活援助(グループホーム)については、障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして将来的な利用希望者が多いものの、建物や障がい特性などによるマッチングがうまくいかず、利用につながらない



ケースが多くあります。増設については、施設の建設や取得が必要となることから、障がい福祉サービス事業所に対し、補助金制度の活用についての情報提供を的確に行い、施設整備の促進を図ります。

施設入所支援を利用する障がいのある人が、自立した日常生活を営めるよう、福祉職員の人材確保などについて、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所*と連携しながら、一人でも多く地域へ移行できるように支援体制を整備します。

(4) 相談支援

①サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、サービス等利用計画の作成などを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院などからの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身などで生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

単位：1か月当たりの利用実人数

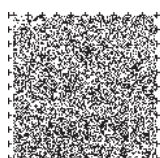
サービス名		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	人	154	152	162	170	175	180
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	34	25	22	25	25	25

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

計画相談支援については、福祉サービスなどの利用の増加に伴い増加しています。

相談支援のサービスでは、障がいのある人の高齢化・ケースの複雑化などにより、モニタリングが頻回に行われるケースが増えています。

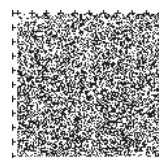
障がいのある人に必要としているサービスの提供と本人の意向に沿った支援が行えるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を中心とした相談支援事業所*、関係機関などのネットワーク強化を図り、地域の相談支援体制の充実を進めます。また、多様化・複雑化した相談内容に対応する包括的な相談支援体制の構築を進めます。



2 障がい児支援

①サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。
保育所等訪問 支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法などの指導などを行います。
障がい児相談 支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。



②サービスの利用実績及び見込量

単位：１か月当たりの延べ利用日数及び利用実人数

サービス名		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達 支援	人日	178	188	173	200	205	210
	人	95	96	88	100	105	110
居宅訪問型 児童発達 支援	人日	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1
放課後等デ イサービス	人日	535	523	596	770	840	880
	人	46	48	53	55	60	65
保育所等 訪問支援	人日	1	0	1	2	2	2
	人	1	0	1	1	1	1
障がい児 相談支援	人	38	37	57	40	40	40
医療的ケア 児に対する 関連分野の 支援を調整 するコー ディネー ターの配置 人数	人	0	0	0	1	1	1

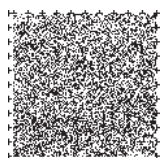
【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

障がい児支援については増加傾向、児童発達支援及び保育所等訪問支援は利用人数はほぼ横ばいの状況です。

共働きの家庭が増え、放課後や長期休暇時に安心・安全な預かりの場として非常にニーズが高い放課後等デイサービスについて、見込量を確保するため、受入れ場所・体制などさまざまな視点からの検討を柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会などで行います。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、医療的ケア児をはじめとした利用者個々のニーズに応じて利用場所を選択できるよう体制の整備に取り組みます。

併せて、発達障がい児の関係団体、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所*、医療関係者及び教育関係者などの関係機関と連携して、障がい児支援の提供体制の整備を図り、障がい児支援及び保護者の負担軽減を図ります。



3 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

①サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

障がいのある人の理解促進のため、市ホームページや障がい者週間において広報活動を実施しました。引き続き、市や柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による研修会、イベントなどの開催により広報活動を行い、障がいや障がいのある人の理解の促進を図るとともに、障がいのある人に対する情報伝達の重要性について啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

①サービスの概要

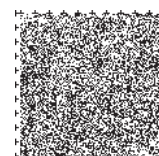
サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

障がいのある人が、自発的に活動している団体を支援するため、柏崎市身体障害者福祉協会に補助金を交付し、社会参加の促進、会員同士の情報交換や福祉制度の周知を行っています。引き続き、支援を継続し、障がいのある人の社会参加を促します。



(3) 障がい者相談支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人などの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。

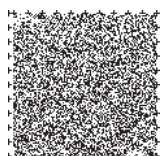
②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障がい者相談支援事業	実施 見込 箇所数	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	-	-	-	無	無	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

地域で暮らす障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行っています。

障がいのある人へのアンケート調査において、相談支援事業所について知らないが半数以上となっており、今後も障がい者相談支援事業の周知を行い、相談支援事業の利用促進を図ります。また、多様化・複雑化した相談内容に対応する包括的な相談支援体制の構築を検討するとともに、相談対応に当たっては、障がいの種類・程度に応じて情報の提供方法に配慮します。



（４）成年後見制度*利用支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援と制度利用に係る費用について助成します。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	6	4	6	8	8	8

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

柏崎市社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の相談や利用支援を行っています。また、制度利用に要する経費や後見人などの報酬を助成しています。利用者は年々増加傾向にあり、引き続き障がい者相談支援事業や日常生活自立支援事業*などを実施している事業所と連携して、成年後見制度の利用が必要な方の支援を行います。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

①サービスの概要

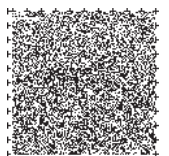
サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

柏崎市社会福祉協議会に委託し、市民後見人*養成講座を実施しています。引き続き市民後見人を育成し、法人後見実施団体において、職員と共に成年被後見人等を支援する「法人後見支援員」として活用する事業を支援していきます。



（６）意思疎通支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人へ手話通訳者（手話奉仕員）や要約筆記奉仕員を派遣します。

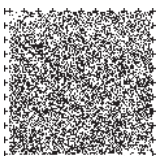
②サービスの利用実績及び見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者 設置事業	設置 人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・ 要約筆記者* 派遣事業	年間 実利用 者数	14	9	14	10	10	10

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

聴覚障がいのある人へ手話通訳者（手話奉仕員）や要約筆記奉仕員を派遣しています。

今後も制度の周知を行うとともに、学校行事や通院時の意思疎通支援を実施します。



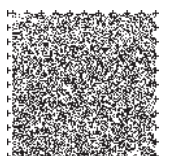
(7) 日常生活用具*給付等事業

①サービスの概要

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	年間給付件数					
	実績			見込量		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護訓練支援用具	13	4	3	5	5	5
自立生活支援用具	12	10	20	19	19	19
在宅療養等支援用具	12	12	7	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	26	18	29	24	24	24
排せつ管理支援用具	1,768	1,812	1,792	2,000	2,000	2,100
住宅改修費	1	5	2	1	1	1



【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

重度の障がいのある人に自立した生活を営むために必要な購入代金を公費で援助しています。今後も、障がいのある人のニーズや実態に即した給付品目について検討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

①サービスの概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話などを行うのに必要な手話表現技術などを習得した手話奉仕員の養成を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

種類	年間実利用者数			実養成講習修了見込者数		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話奉仕員養成研修事業	2	0	6	0	5	0

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座や手話奉仕員フォローアップ研修を実施し、奉仕員の確保を行っています。今後も制度の周知を行い、受講者を増やし、意思疎通支援の体制を整備します。

(9) 移動支援事業

①サービスの概要

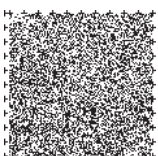
サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
移動支援事業	1年当たりの延べ利用時間	2,109	1,867	1,378	2,000	2,200	2,500
	1年当たりの実利用人数	30	31	37	48	50	55

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症*の影響で1年当たりの延べ利用時間、実利用人数ともに減少していましたが、徐々に増加しています。障がいのある人へのアンケート調査において現在利用はしていないが、今後利用したいというニーズが多くあり、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。



(10) 地域活動支援センター

①サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの機能を充実強化します。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域活動支援センター	実施箇所数	3	3	3	4	4	4
	1年当たりの実利用人数	59	60	46	65	65	65

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行っています。今後も障がいのある人の地域活動の支援及び社会との交流の場として、地域活動支援センターの支援体制の充実に向けた取組を進めます。

(11) 訪問入浴サービス事業

①サービスの概要

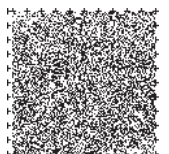
サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	自力で入浴が困難な障がいのある人に訪問入浴車を派遣して、自宅での入浴の介助を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問入浴サービス事業	1年当たりの実施回数	229	225	143	230	230	230
	1年当たりの実利用人数	2	2	2	2	2	2

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

訪問入浴サービス事業は、1年当たりの利用人数は横ばいですが、実施回数は微増傾向にあります。通所が困難な障がいのある人の健康維持及び気分転換、介護者の負担軽減を図るためサービスの提供体制を維持します。また、サービス内容の周知を行い、利用の促進を図ります。



(12) 日中一時支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、家族の就労支援や介護者が不在の場合の支援を行います。

②サービスの利用実績及び見込量

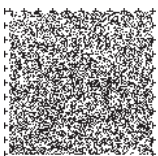
		実績			見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
日中一時支援事業	1年当たりの延べ利用回数	6,412	6,533	4,781	7,250	7,500	7,500

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

日中一時支援事業は、施設で日帰りの「日中短期入所」、高校生以下の児童・生徒の放課後支援を行う「学齢期障がい児支援」、社会に適應するための訓練を行う「社会適應訓練」の3つの類型で実施しています。

長期休暇の際に、中高生が日中一時支援を利用し、障がい福祉サービス事業所を体験利用するなど利用の機会が増えています。

今後も多様なニーズに対応したサービスの提供体制の確保に取り組めます。



(13) 社会参加支援事業

①サービスの概要

サービス名	内容
社会参加支援事業	レクリエーション事業による余暇活動などの支援や点訳・音訳による情報提供などにより障がいのある人の社会参加を支援します。

②サービスの利用実績及び見込量

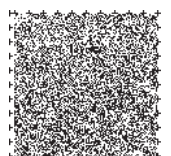
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間実施回数	1	1	1	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	年間利用実人数	34	32	32	32	32	32
奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳・要約筆記)	年間実利用者数	23	11	8	10	10	10

【サービスの状況及び見込量確保のための方策】

スポーツ・レクリエーション教室は、障がいのある人でも気軽に参加できるよう、種目や運営方法を工夫して実施しています。引き続き、スポーツ関係団体などと協力し、事業の周知を行うことにより参加の促進を図ります。

点字・声の広報などの発行により市の情報伝達に取り組むとともに、防災・防犯及び緊急時における障がいのある人に対する情報伝達の仕組みや体制整備の充実について検討します。

点訳・音訳及び要約筆記奉仕員の養成研修を市内ボランティア団体に委託し、視覚障がい及び聴覚障がいのある人に対する情報提供の充実に努めます。



4 その他

(1) 発達障がい者等に対する支援

①概要

項目	内容
発達障がい者等に対する支援	発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート*などの支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

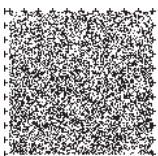
②見込量（活動指標）

		見込量（活動指標）		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラムなどの受講者数	人	30	30	30
ペアレントメンター*の人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	45	45	45

【現状及び見込量確保のための方策】

発達障がい児者の保護者に対し、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応の方法を身に付けるペアレントトレーニングなどを実施しています。

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、発達障がい児者及びその保護者などに対する支援が重要であることから支援体制の充実を図ります。



（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

①概要

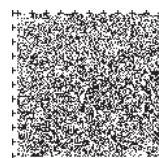
項目	内容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育（普及・啓発）が包括的に確保されるよう努めます。

②見込量（活動指標）

		見込量（活動指標）		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	10	10	10
精神障がい者の共同生活援助	人	25	26	27
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0

【現状及び見込量確保のための方策】

現状としては、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の精神障害部会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、事例からみえる地域の課題を共有しました。見込量確保のための方策としては、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるように、精神科病院からの地域移行と併せて取組を進めていきます。



(3) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

①概要

項目	内容
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	利用者が真に必要とする障がい福祉サービスなどを提供していくため、障がい福祉サービスなどの質を向上させるための体制を構築します。

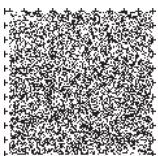
②見込量（活動指標）

		見込量（活動指標）		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	6	6	6
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	3	3	3

【現状及び見込量確保のための方策】

障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、県が実施する研修へ市職員が積極的に参加します。

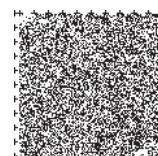
また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について事業所と共有することで、市及び事業所の事務負担の軽減及び事業所により提供される障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

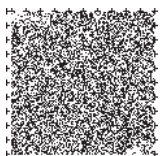


資 料 編



各種イベント時の障がい者理解促進・啓発パネル展示の様子





資料編

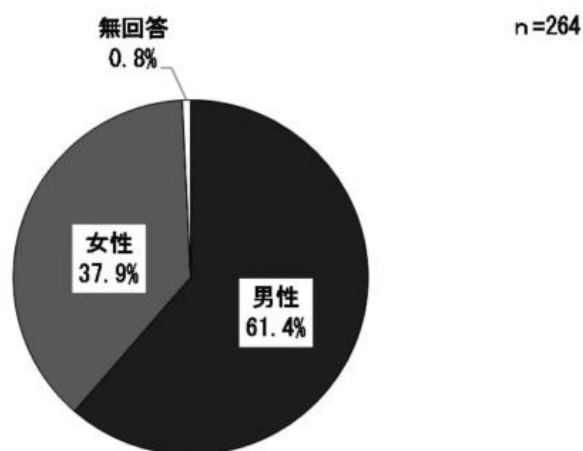
1 障がいのある人へのアンケート調査結果

(1) 設問別結果

①あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

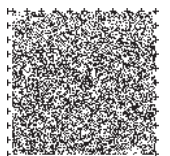
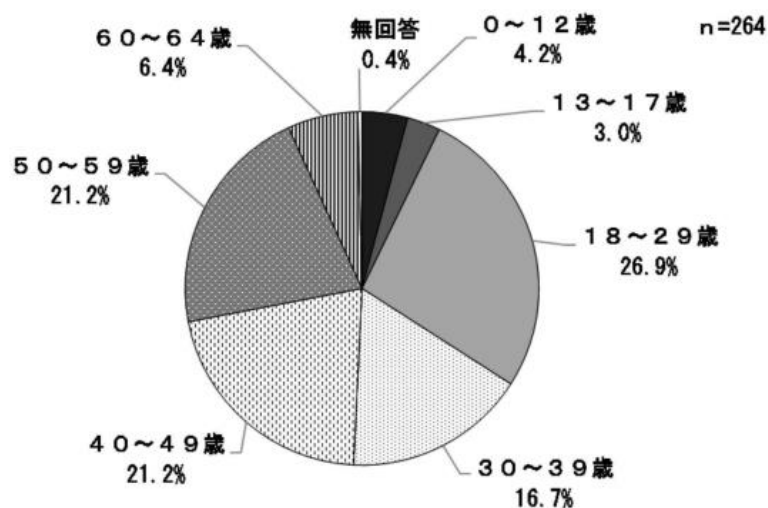
問1 あなたの性別は、次のうちどれですか。

回答者の性別については、「男性」が61.4%と高くなっています。



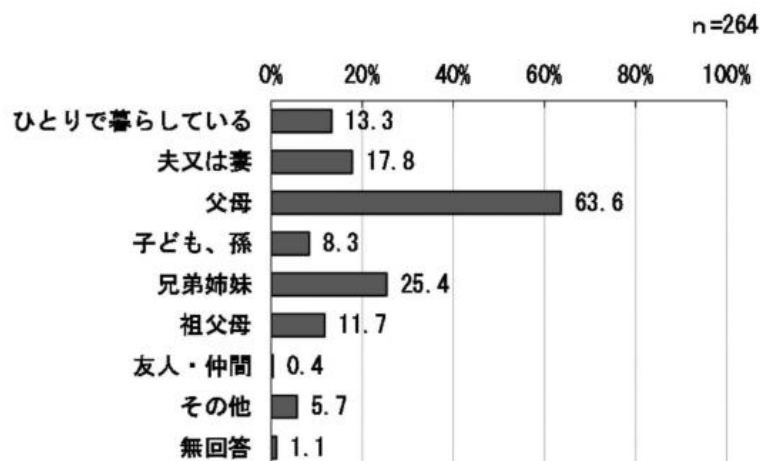
問2 あなたの年齢は、次のうち、どの区分に当てはまりますか。（令和5年4月1日現在）

回答者の年齢については、「18～29歳」が26.9%と最も高く、次いで「40～49歳」及び「50～59歳」がいずれも21.2%となっています。



問3 あなたは、現在誰と暮らしていますか。（複数回答あり）

居住者については、「父母」が63.6%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」が25.4%、「夫又は妻」が17.8%、「ひとりで暮らしている」が13.3%となっています。

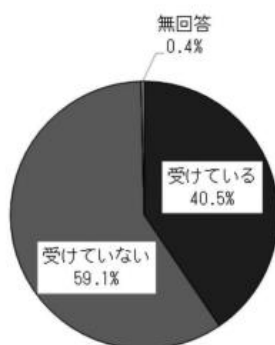


<その他>

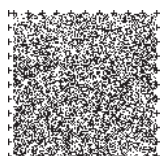
甥っ子／グループホーム／母（義母）／親／兄弟／入院中

問4 あなたは、現在どなたかの介助を受けていますか。

介助については、「受けている」が40.5%、「受けていない」が59.1%となっています。



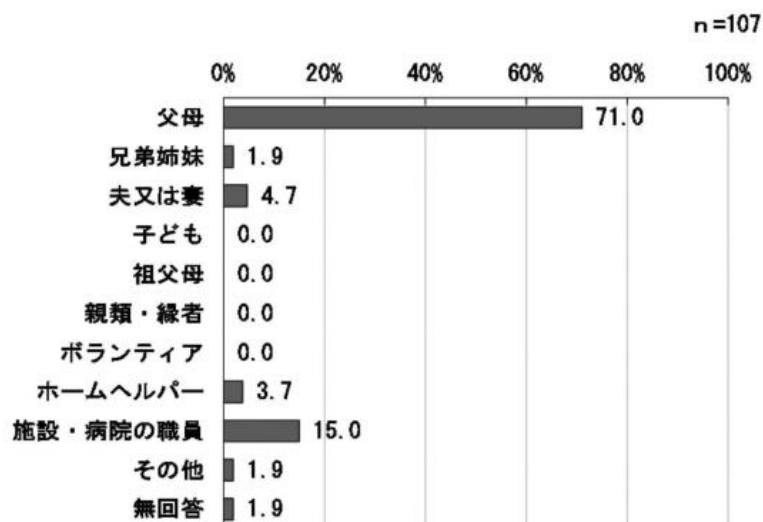
	合計	受けている	受けていない	無回答
全体	264	40.5%	59.1%	0.4%
性別				
男性	162	45.1%	54.9%	0.0%
女性	100	33.0%	66.0%	1.0%
年齢階級別				
0～12歳	11	81.8%	18.2%	0.0%
13～17歳	8	62.5%	37.5%	0.0%
18～29歳	71	50.7%	49.3%	0.0%
30～39歳	44	47.7%	52.3%	0.0%
40～49歳	56	30.4%	69.6%	0.0%
50～59歳	56	25.0%	73.2%	1.8%
60～64歳	17	23.5%	76.5%	0.0%
障がい区分別				
身体障害者手帳	106	40.6%	58.5%	0.9%
療育手帳	99	65.7%	34.3%	0.0%
精神障害者保健福祉手帳	76	21.1%	78.9%	0.0%
難病（特定疾患）	21	47.6%	52.4%	0.0%
発達障がい	82	54.9%	45.1%	0.0%
高次脳機能障がい	14	42.9%	57.1%	0.0%



問5 あなたを主に介助している方は、どなたですか。

介助者については、「父母」が71.0%と最も高く、次いで「施設・病院の職員」が15.0%となっています。

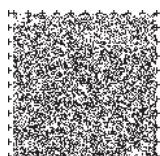
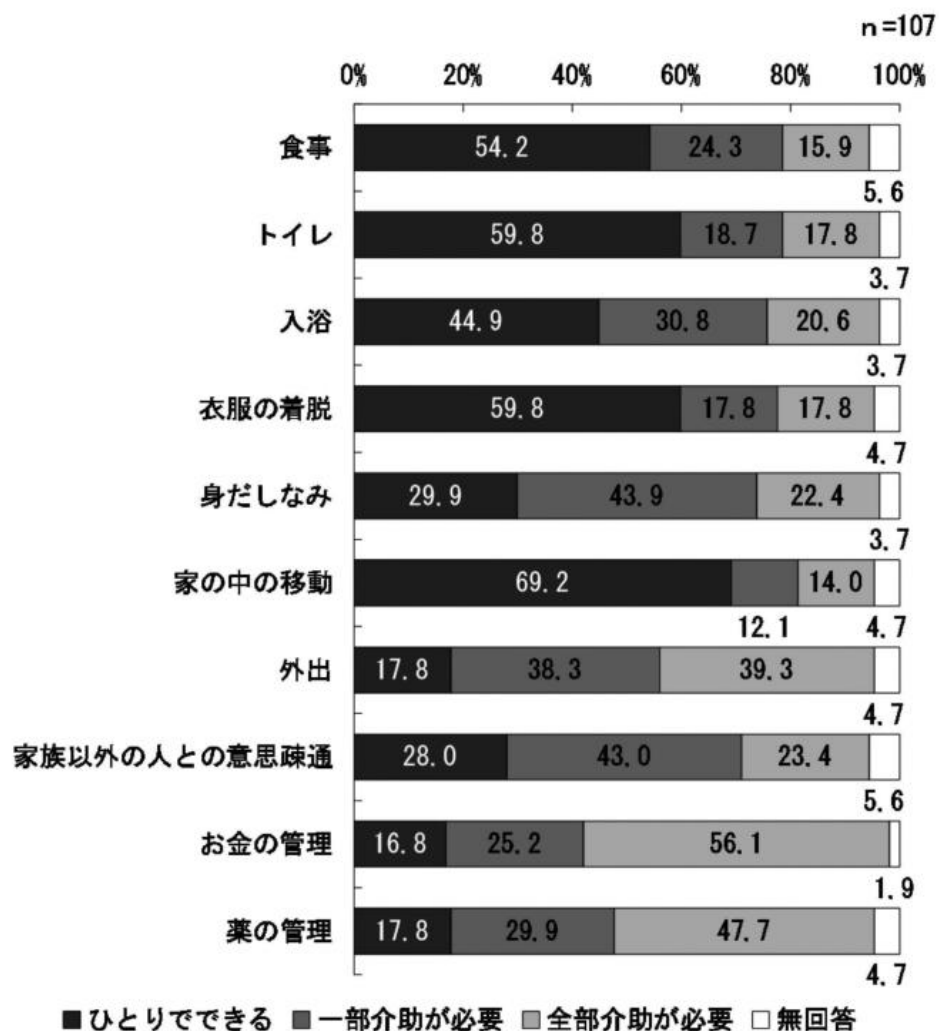
性別にみると、「父母」の割合は男性（76.7%）が女性（57.6%）より高くなっています。



		合計	父母	兄弟姉妹	夫又は妻	子ども	祖父母	親類・縁者
	全体	107	71.0%	1.9%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%
性別	男性	73	76.7%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	女性	33	57.6%	3.0%	15.2%	0.0%	0.0%	0.0%
年齢階級別	0～12歳	9	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	5	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	36	94.4%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	30～39歳	21	66.7%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～49歳	17	47.1%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	50～59歳	14	35.7%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	60～64歳	4	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	43	65.1%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	療育手帳	65	80.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	16	56.3%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	難病（特定疾患）	10	70.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	発達障がい	45	86.7%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	高次脳機能障がい	6	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	合計		ボランティア	ホームヘルパー	施設・病院の職員	その他	無回答	
	全体	107	0.0%	3.7%	15.0%	1.9%	1.9%	
性別	男性	73	0.0%	4.1%	15.1%	2.7%	0.0%	
	女性	33	0.0%	3.0%	15.2%	0.0%	6.1%	
年齢階級別	0～12歳	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	13～17歳	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	18～29歳	36	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	
	30～39歳	21	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	
	40～49歳	17	0.0%	5.9%	35.3%	5.9%	0.0%	
	50～59歳	14	0.0%	21.4%	14.3%	7.1%	7.1%	
	60～64歳	4	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	
障がい区分別	身体障害者手帳	43	0.0%	7.0%	18.6%	2.3%	0.0%	
	療育手帳	65	0.0%	0.0%	16.9%	0.0%	0.0%	
	精神障害者保健福祉手帳	16	0.0%	0.0%	18.8%	12.5%	0.0%	
	難病（特定疾患）	10	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	
	発達障がい	45	0.0%	0.0%	8.9%	0.0%	0.0%	
	高次脳機能障がい	6	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	

問6 あなたは、次の項目についてどれくらい介助が必要ですか。

「全部介助が必要」は、「お金の管理」が 56.1%と最も高く、次いで「薬の管理」が 47.7%、「外出」が 39.3%となっています。

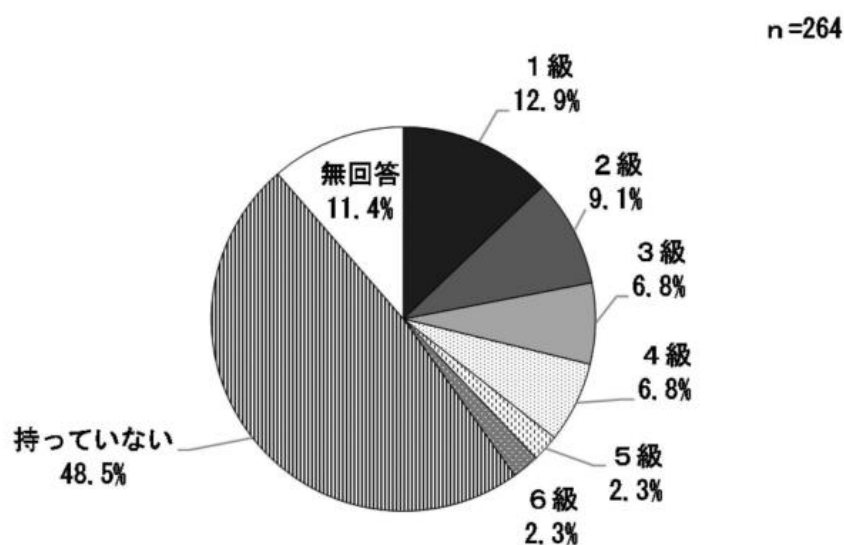


②あなたの障害の状況について

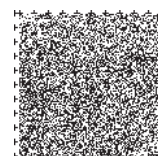
問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

所持する身体障害者手帳については、「持っていない」が48.5%と最も高く、次いで「1級」が12.9%、「2級」が9.1%となっています。また、「1級」から「6級」までを合計した『持っている』は40.2%となっています。

障害区分別にみると、身体障害者手帳では「1級」、難病（特定疾患）では「1級」、「2級」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

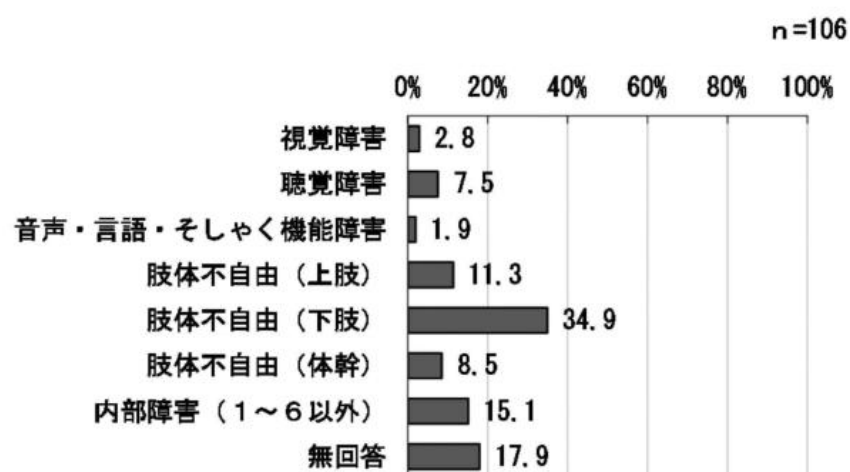


		合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答
性別	全体	264	12.9%	9.1%	6.8%	6.8%	2.3%	2.3%	48.5%	11.4%
	男性	162	11.1%	8.0%	6.8%	5.6%	3.7%	2.5%	52.5%	9.9%
	女性	100	15.0%	11.0%	7.0%	9.0%	0.0%	2.0%	42.0%	14.0%
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	18.2%	72.7%	0.0%
	13～17歳	8	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	25.0%
	18～29歳	71	12.7%	4.2%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	71.8%	8.5%
	30～39歳	44	22.7%	11.4%	4.5%	4.5%	0.0%	0.0%	47.7%	9.1%
	40～49歳	56	5.4%	8.9%	12.5%	10.7%	0.0%	3.6%	42.9%	16.1%
	50～59歳	56	12.5%	14.3%	14.3%	10.7%	5.4%	0.0%	32.1%	10.7%
	60～64歳	17	11.8%	17.6%	0.0%	17.6%	11.8%	5.9%	17.6%	17.6%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	32.1%	22.6%	17.0%	17.0%	5.7%	5.7%	0.0%	0.0%
	療育手帳	99	15.2%	3.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	67.7%	10.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	0.0%	1.3%	1.3%	1.3%	0.0%	2.6%	77.6%	15.8%
	難病（特定疾患）	21	28.6%	28.6%	4.8%	9.5%	0.0%	4.8%	9.5%	14.3%
	発達障がい	82	7.3%	2.4%	2.4%	1.2%	0.0%	1.2%	78.0%	7.3%
	高次脳機能障がい	14	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	7.1%	7.1%	14.3%	14.3%



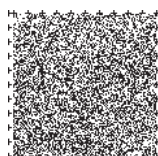
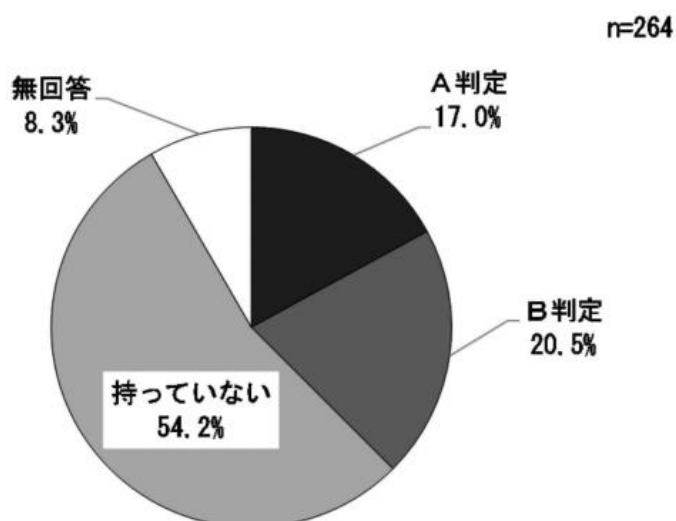
問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。

身体障がいの主たる障がいについては、「肢体不自由（下肢）」が34.9%と最も高く、次いで「内部障害*」が15.1%、「肢体不自由（上肢）」が11.3%となっています。



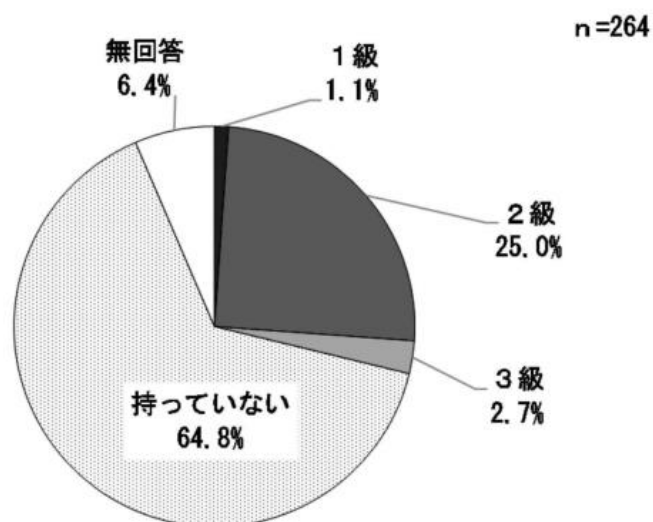
問9 あなたは療育手帳*をお持ちですか。

療育手帳の所持については、「持っていない」が54.2%と最も高く、次いで「B判定」が20.5%、「A判定」が17.0%となっています。また、「A判定」と「B判定」を合計した『持っている』は37.5%となっています。



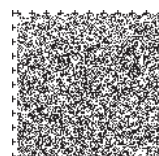
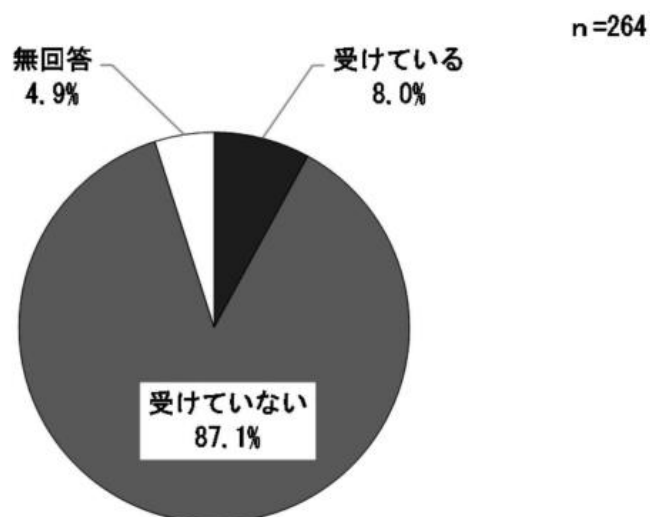
問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

精神障害者保健福祉手帳の所持については、「持っていない」が64.8%と最も高く、次いで「2級」が25.0%となっています。また、「1級」から「3級」までを合計した『持っている』は28.8%となっています。



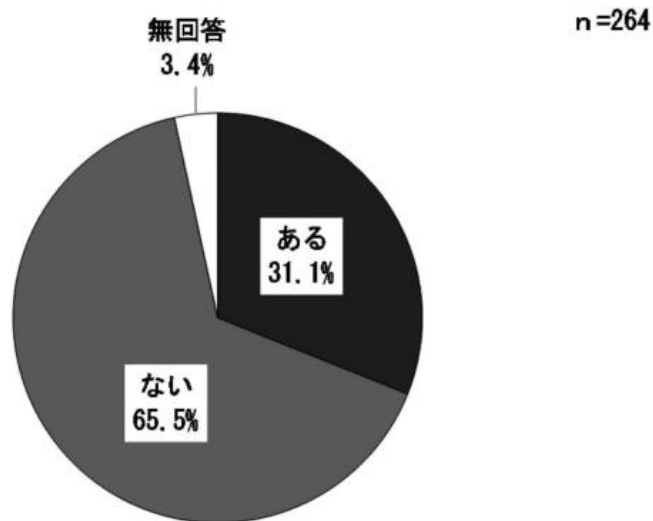
問11 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

難病（特定疾患）の認定については、「受けている」が8.0%、「受けていない」が87.1%となっています。



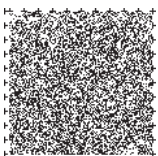
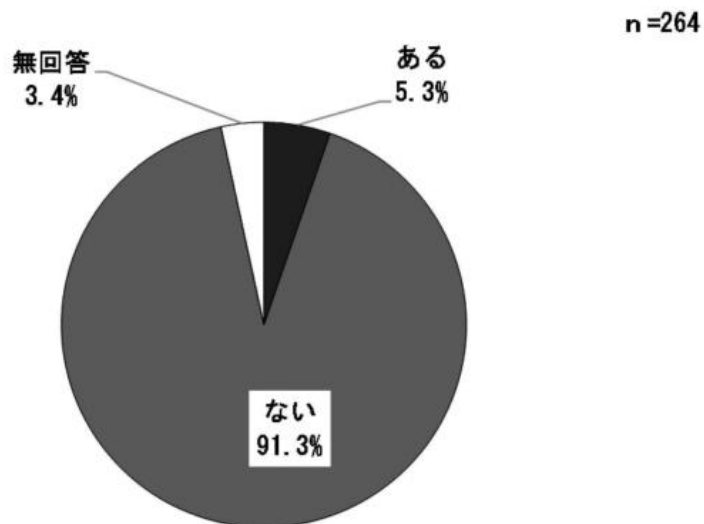
問１２ あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

発達障害の診断については、「ある」が31.1%、「ない」が65.5%となっています。



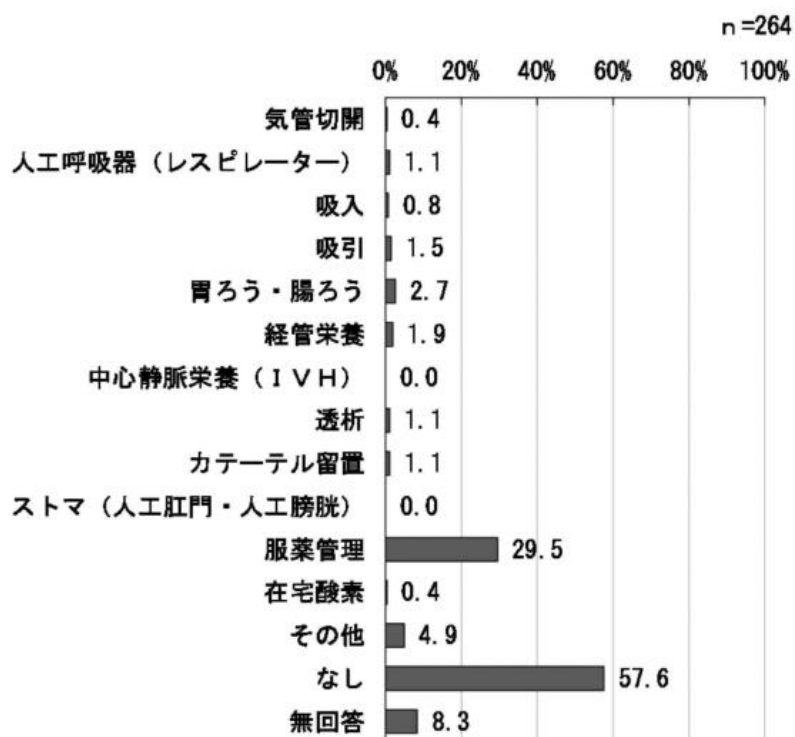
問１３ あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

高次脳機能障害の診断については、「ある」が5.3%、「ない」が91.3%となっています。



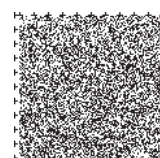
問14 あなたが現在受けている医療ケアをお聞かせください。（複数回答あり）

現在受けている医療ケアについては、「なし」が57.6%と最も高く、次いで「服薬管理」が29.5%となっています。



<その他>

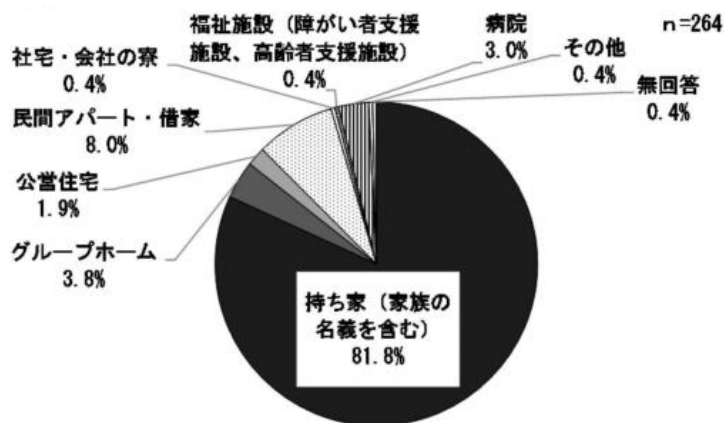
ICD／リハビリ／歯科／自己導尿／通院（定期的）薬を服用／尿カテーテル／
不規則な浣腸／補聴器／夜間のみ呼吸器



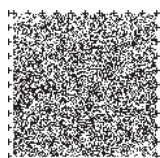
③住まいや暮らしについて

問15 あなたは、現在どこで生活していますか。

現在生活している場所については、「持ち家（家族の名義を含む）」が81.8%と最も高く、次いで「民間アパート・借家」が8.0%、「グループホーム」が3.8%となっています。

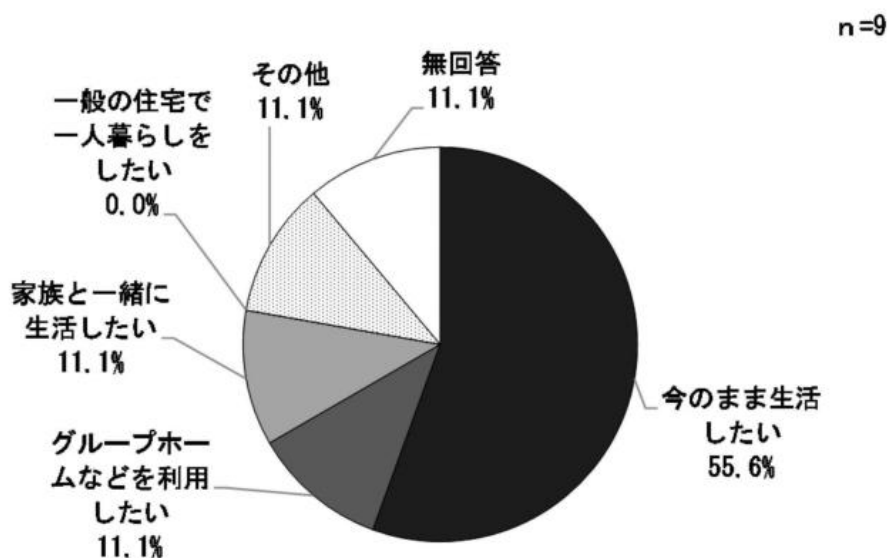


		合計	持ち家 (家族の 名義を含 む)	グループ ホーム	公営住宅	民間ア パート・ 借家	社宅・会 社の寮	福祉施設 (障がい 者支援施 設、高齢 者支援施 設)
全体		264	81.8%	3.8%	1.9%	8.0%	0.4%	0.4%
性別	男性	162	80.9%	3.7%	2.5%	8.6%	0.6%	0.6%
	女性	100	83.0%	4.0%	1.0%	7.0%	0.0%	0.0%
年齢階級別	0～12歳	11	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	8	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%
	18～29歳	71	90.1%	1.4%	0.0%	5.6%	1.4%	0.0%
	30～39歳	44	63.6%	9.1%	0.0%	15.9%	0.0%	0.0%
	40～49歳	56	80.4%	3.6%	1.8%	5.4%	0.0%	1.8%
	50～59歳	56	82.1%	3.6%	5.4%	8.9%	0.0%	0.0%
	60～64歳	17	82.4%	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	77.4%	4.7%	0.9%	10.4%	0.9%	0.0%
	療育手帳	99	80.8%	8.1%	0.0%	3.0%	0.0%	1.0%
	精神障害者保健福祉手帳	76	84.2%	1.3%	5.3%	7.9%	0.0%	0.0%
	難病（特定疾患）	21	76.2%	4.8%	4.8%	9.5%	0.0%	0.0%
	発達障がい	82	90.2%	0.0%	1.2%	6.1%	0.0%	1.2%
高次脳機能障がい		14	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計				病院	その他	無回答		
全体		264		3.0%	0.4%	0.4%		
性別	男性	162		2.5%	0.0%	0.6%		
	女性	100		4.0%	1.0%	0.0%		
年齢階級別	0～12歳	11		0.0%	0.0%	0.0%		
	13～17歳	8		0.0%	0.0%	0.0%		
	18～29歳	71		1.4%	0.0%	0.0%		
	30～39歳	44		9.1%	2.3%	0.0%		
	40～49歳	56		5.4%	0.0%	1.8%		
	50～59歳	56		0.0%	0.0%	0.0%		
	60～64歳	17		0.0%	0.0%	0.0%		
障がい区分別	身体障害者手帳	106		5.7%	0.0%	0.0%		
	療育手帳	99		5.1%	1.0%	1.0%		
	精神障害者保健福祉手帳	76		1.3%	0.0%	0.0%		
	難病（特定疾患）	21		4.8%	0.0%	0.0%		
	発達障がい	82		1.2%	0.0%	0.0%		
高次脳機能障がい		14		14.3%	0.0%	0.0%		

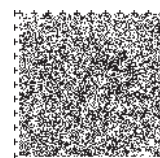


※問１５で「福祉施設」、または「病院」を選択した方が問１６、１７を回答
問１６ あなたは将来、福祉施設や病院を出た時、どのように生活したいと思いますか。

将来、福祉施設や病院を出た時に生活したい場所については、「今のまま生活したい」が55.6%と最も高く、次いで「グループホームなどを利用したい」及び「家族と一緒に生活したい」がいずれも11.1%となっています。

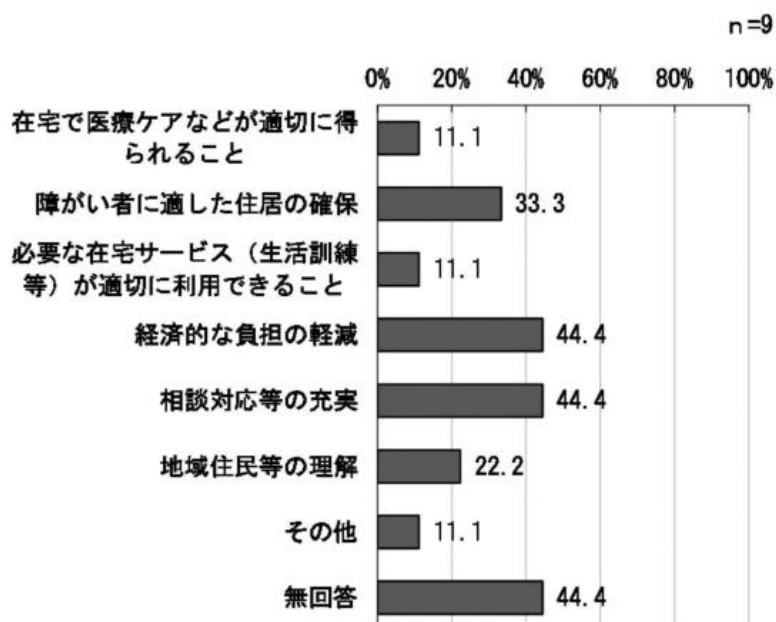


		合計	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
全体		9	55.6%	11.1%	11.1%	0.0%	11.1%	11.1%
性別	男性	5	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
	女性	4	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%
年齢階級別	0～12歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30～39歳	4	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%
	40～49歳	4	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50～59歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	60～64歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	6	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%
	療育手帳	6	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%
	精神障害者保健福祉手帳	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	難病（特定疾患）	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	発達障がい	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	高次脳機能障がい	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

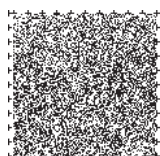


問 1 7 福祉施設や病院を出て生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答あり）

福祉施設や病院を出て生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」及び「相談対応等の充実」がいずれも 44.4%で最も高く、次いで「障がい者に適した住居の確保」が 33.3%となっています。



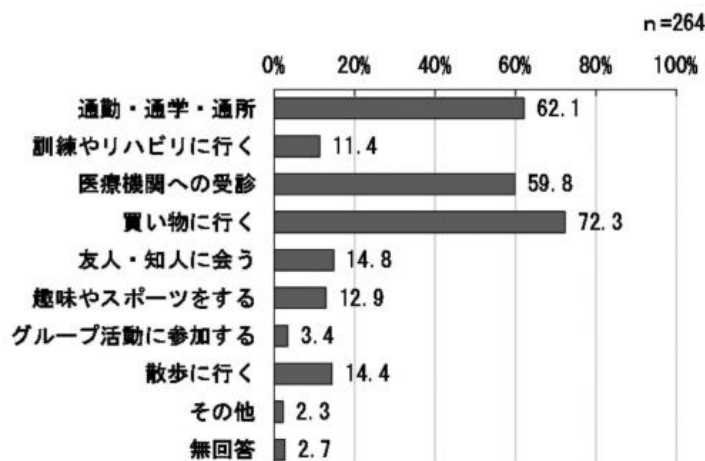
		合計	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービス（生活訓練等）が適切に利用できること	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	その他	無回答
全体		9	11.1%	33.3%	11.1%	44.4%	44.4%	22.2%	11.1%	44.4%
性別	男性	5	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	40.0%	40.0%	20.0%	40.0%
	女性	4	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%
年齢階級別	0～12歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	1	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30～39歳	4	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%
	40～49歳	4	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%
	50～59歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	60～64歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	6	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	66.7%
	療育手帳	6	16.7%	33.3%	16.7%	50.0%	50.0%	16.7%	0.0%	50.0%
	精神障害者保健福祉手帳	1	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	難病（特定疾患）	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	発達障がい	2	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	高次脳機能障がい	2	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%



④日中活動や就労について

問18 あなたは、どのような目的で外出しますか。（複数回答あり）

外出する目的については、「買い物」が72.3%と最も高く、次いで「通勤・通学・通所」が62.1%、「医療機関への受診」が59.8%となっています。



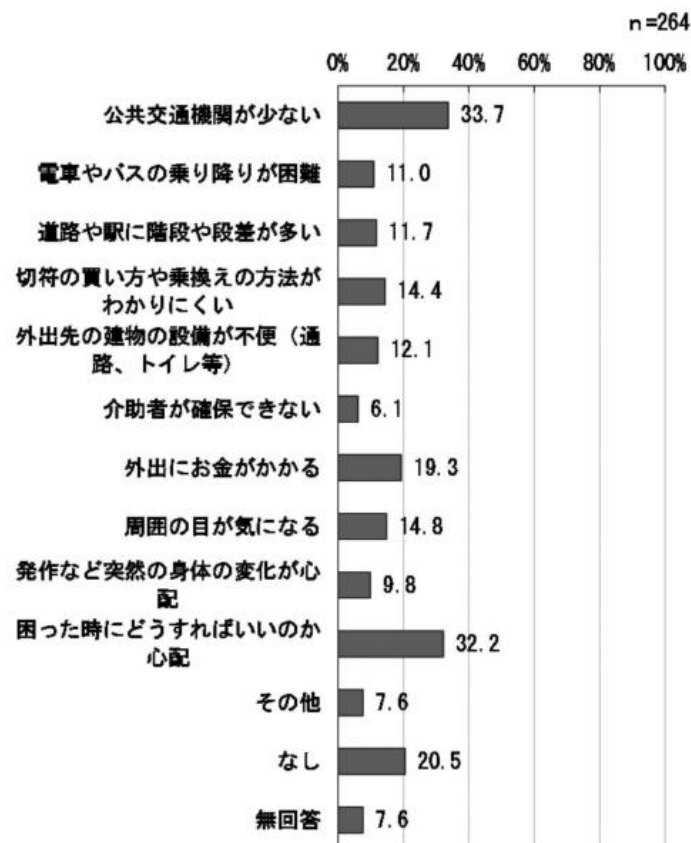
		合計	通勤・通学・通所	訓練やリハビリに行く	医療機関への受診	買い物に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする
全体		264	62.1%	11.4%	59.8%	72.3%	14.8%	12.9%
性別	男性	162	67.3%	11.1%	57.4%	66.0%	11.1%	16.7%
	女性	100	55.0%	12.0%	63.0%	83.0%	21.0%	7.0%
年齢階級別	0～12歳	11	100.0%	36.4%	72.7%	36.4%	0.0%	18.2%
	13～17歳	8	87.5%	25.0%	62.5%	62.5%	12.5%	12.5%
	18～29歳	71	77.5%	8.5%	50.7%	74.6%	19.7%	14.1%
	30～39歳	44	63.6%	11.4%	52.3%	61.4%	15.9%	18.2%
	40～49歳	56	42.9%	8.9%	58.9%	80.4%	14.3%	10.7%
	50～59歳	56	53.6%	10.7%	69.6%	80.4%	10.7%	10.7%
	60～64歳	17	52.9%	11.8%	76.5%	70.6%	17.6%	5.9%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	57.5%	20.8%	66.0%	70.8%	10.4%	13.2%
	療育手帳	99	79.8%	12.1%	50.5%	61.6%	13.1%	9.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	44.7%	5.3%	71.1%	73.7%	15.8%	18.4%
	難病（特定疾患）	21	61.9%	23.8%	85.7%	66.7%	4.8%	9.5%
	発達障がい	82	74.4%	11.0%	59.8%	65.9%	14.6%	18.3%
高次脳機能障がい		14	35.7%	35.7%	50.0%	57.1%	21.4%	14.3%
		合計	グループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答		
全体		264	3.4%	14.4%	2.3%	2.7%		
性別	男性	162	3.1%	14.8%	3.1%	2.5%		
	女性	100	4.0%	13.0%	1.0%	3.0%		
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%		
	13～17歳	8	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%		
	18～29歳	71	2.8%	12.7%	0.0%	2.8%		
	30～39歳	44	4.5%	9.1%	4.5%	2.3%		
	40～49歳	56	5.4%	21.4%	5.4%	5.4%		
	50～59歳	56	3.6%	14.3%	0.0%	0.0%		
	60～64歳	17	0.0%	23.5%	5.9%	0.0%		
障がい区分別	身体障害者手帳	106	5.7%	6.6%	2.8%	0.9%		
	療育手帳	99	5.1%	16.2%	1.0%	4.0%		
	精神障害者保健福祉手帳	76	3.9%	22.4%	3.9%	3.9%		
	難病（特定疾患）	21	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%		
	発達障がい	82	1.2%	17.1%	0.0%	3.7%		
高次脳機能障がい		14	14.3%	21.4%	7.1%	7.1%		

<その他>

ゴミ捨て／デイサービス／公園に遊びに行く／就職活動／食事／図書館 など

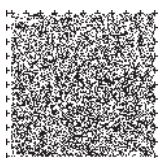
問１９ 外出する時に困ることは何ですか。（複数回答あり）

外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない」が33.7%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が32.2%、「外出にお金がかかる」が19.3%となっています。



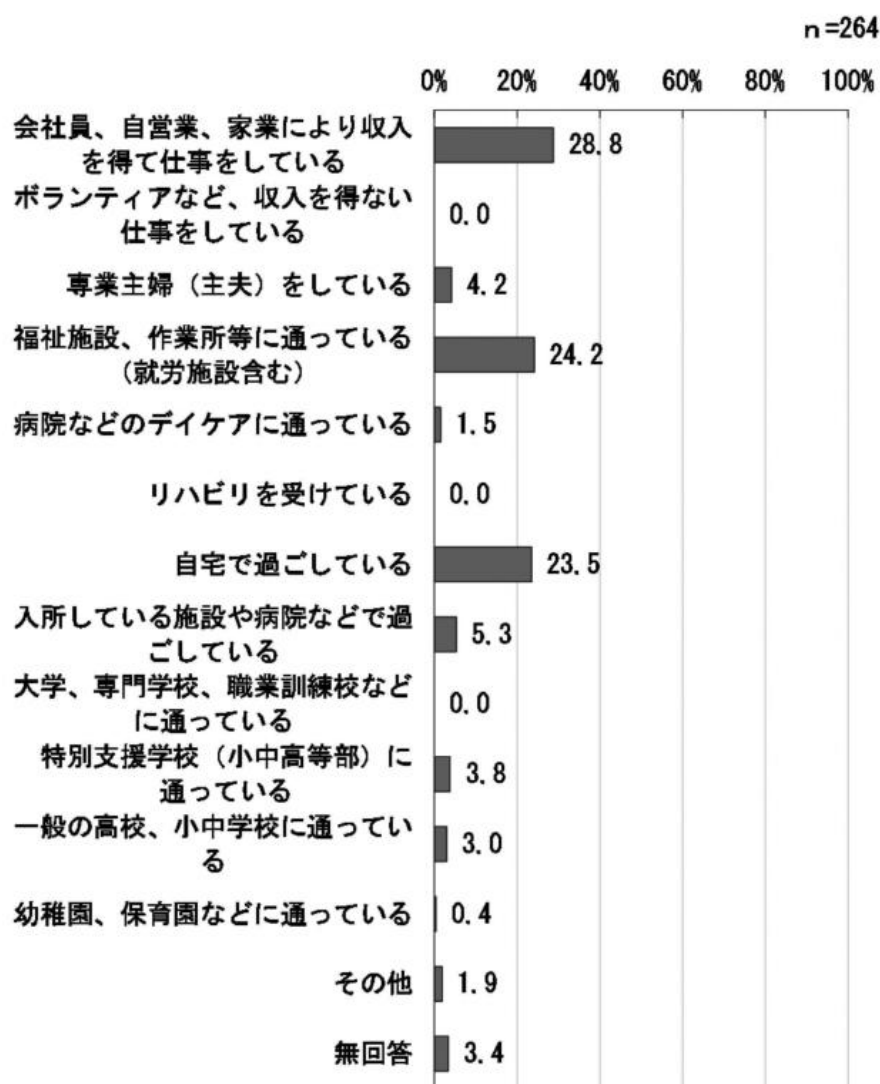
<その他>

嘘扱いされる／音が聞こえないため、危険に気付くことが難しい／災害／障害者の駐車場がない、少ない／歩行器を使用／近所や地域の人々の偏見 など



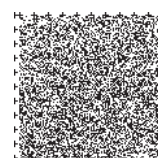
問20 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

平日の日中の過ごし方については、「会社員、自営業、家業により収入を得て仕事をしている」が28.8%と最も高く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている（就労施設含む）」が24.2%、「自宅で過ごしている」が23.5%となっています。



<その他>

パート／社会福祉施設で働いている／趣味の活動／週3日4時間の透析治療のため通院 など

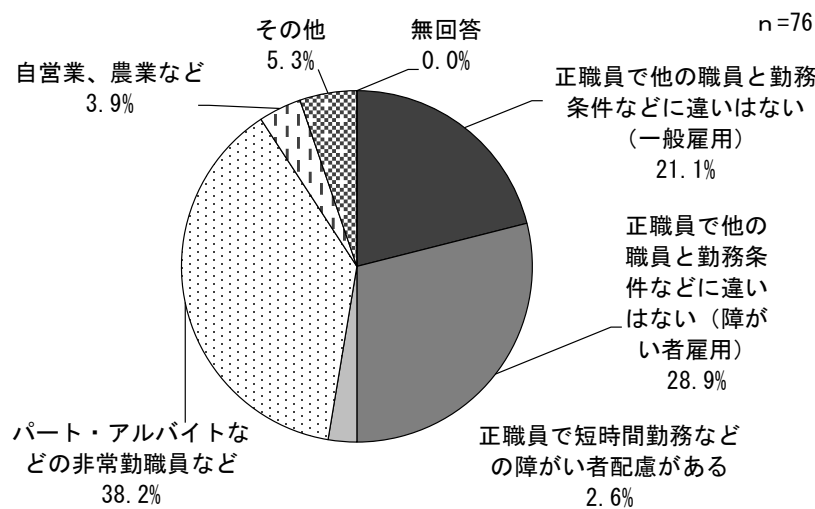


※問20で「収入を得て仕事をしている」を選択した方のみ回答

問21 どのような勤務形態で働いていますか。

勤務形態については、「パート・アルバイトなどの非常勤職員など」が38.2%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない(障がい者雇用)」が28.9%、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない(一般雇用)」が21.1%となっています。

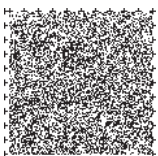
年齢階級別にみると、40～49歳では「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない(障がい者雇用)」が最も高く、50～59歳では「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない(一般雇用)」が最も高くなっています。



		合計	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない(一般雇用)	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない(障がい者雇用)	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	パート・アルバイトなどの非常勤職員など	自営業、農業など	その他	無回答
全体		76	21.1%	28.9%	2.6%	38.2%	3.9%	5.3%	0.0%
性別	男性	49	28.6%	28.6%	4.1%	30.6%	6.1%	2.0%	0.0%
	女性	27	7.4%	29.6%	0.0%	51.9%	0.0%	11.1%	0.0%
年齢階級別	0～12歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	20	5.0%	30.0%	0.0%	55.0%	0.0%	10.0%	0.0%
	30～39歳	13	7.7%	38.5%	7.7%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～49歳	18	22.2%	38.9%	0.0%	22.2%	5.6%	11.1%	0.0%
	50～59歳	21	47.6%	19.0%	4.8%	23.8%	4.8%	0.0%	0.0%
	60～64歳	4	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	37	27.0%	27.0%	0.0%	32.4%	5.4%	8.1%	0.0%
	療育手帳	13	0.0%	38.5%	0.0%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	23	17.4%	26.1%	8.7%	39.1%	4.3%	4.3%	0.0%
	難病(特定疾患)	7	57.1%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
	発達障がい	20	10.0%	35.0%	5.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	高次脳機能障がい	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

<その他>

パートで障害者雇用／期間工で正職員と勤務条件が同じで障がい者への配慮 が得にくい／契約社員 など

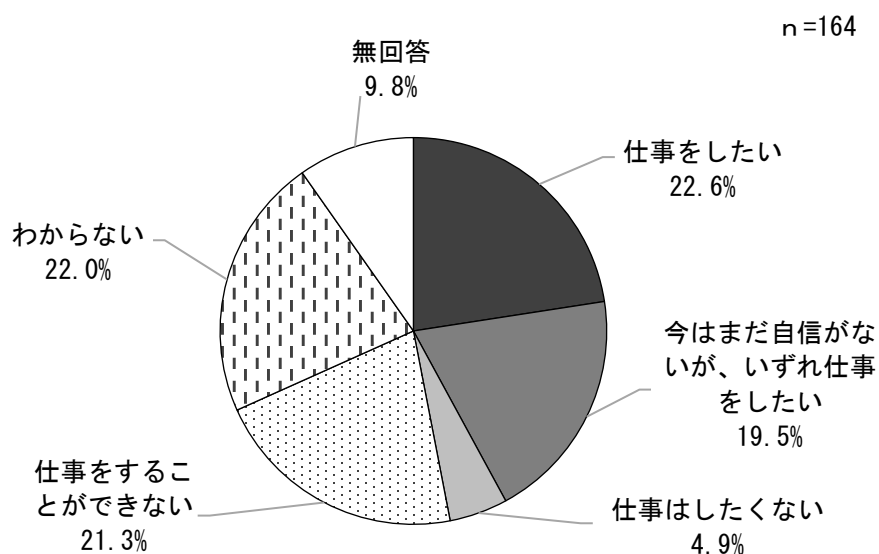


※問20で「収入を得て仕事をしている」以外を選択した18歳以上の方が問22、23を回答

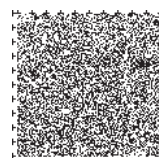
問22 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

今後、収入を得る仕事を行う意向については、「仕事をしたい」が22.6%と最も高く、次いで「仕事をするのができない」が21.3%、「今はまだ自信がないが、いずれ仕事をしたい」が19.5%となっています。

年齢別にみると、18～29歳では「今はまだ自信がないが、いずれ仕事をしたい」の割合が最も高くなっています。

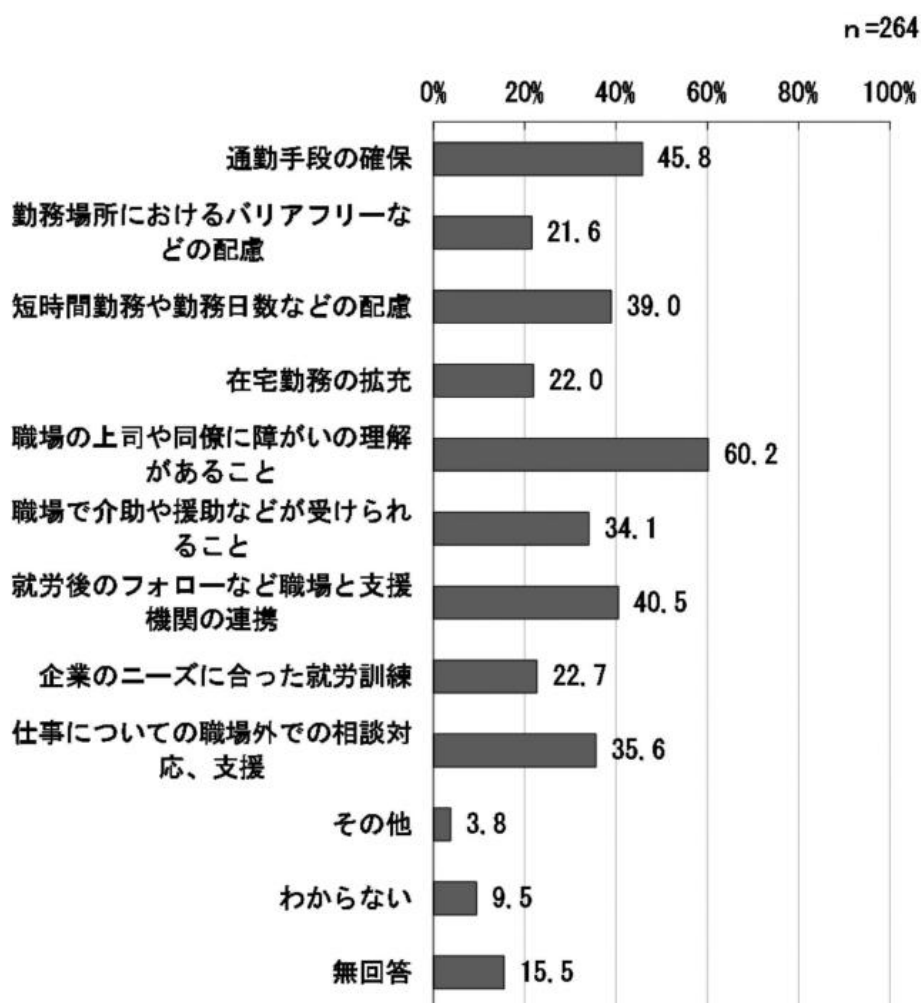


		合計	仕事をしたい	今はまだ自信がないが、いずれ仕事をしたい	仕事はしたくない	仕事をするのができない	わからない	無回答
全体		164	22.6%	19.5%	4.9%	21.3%	22.0%	9.8%
性別	男性	96	21.9%	21.9%	3.1%	25.0%	20.8%	7.3%
	女性	67	23.9%	16.4%	6.0%	16.4%	23.9%	13.4%
年齢階級別	0～12歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	50	28.0%	30.0%	2.0%	18.0%	16.0%	6.0%
	30～39歳	31	9.7%	16.1%	0.0%	35.5%	32.3%	6.5%
	40～49歳	36	25.0%	13.9%	8.3%	13.9%	13.9%	25.0%
	50～59歳	34	20.6%	17.6%	5.9%	23.5%	26.5%	5.9%
	60～64歳	13	30.8%	7.7%	15.4%	15.4%	30.8%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	62	25.8%	11.3%	1.6%	30.6%	22.6%	8.1%
	療育手帳	72	23.6%	18.1%	4.2%	18.1%	26.4%	9.7%
	精神障害者保健福祉手帳	52	19.2%	21.2%	9.6%	25.0%	11.5%	13.5%
	難病（特定疾患）	13	7.7%	15.4%	7.7%	38.5%	30.8%	0.0%
	発達障がい	52	26.9%	23.1%	0.0%	25.0%	17.3%	7.7%
	高次脳機能障がい	14	50.0%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	7.1%



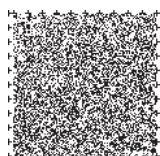
問23 あなたは、障がい者が働くために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答あり）

障がい者が働くために必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が60.2%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が45.8%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が40.5%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が39.0%となっています。



<その他>

バリアフリー*化等の設備費用改修工事の拡充／建前社会では無理／言葉だけの多様性の日本では厳しい／雇用賃金の安定、正社員と同様の給与／仕事以外についての職場・職外を問わない相談対応／特例小会社などの就労場所の確保 など

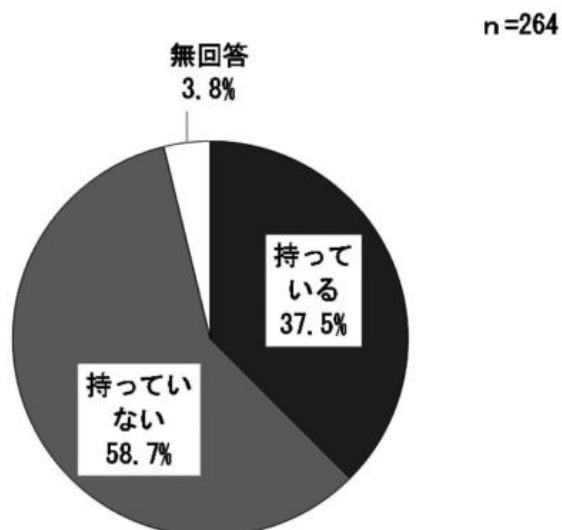


⑤障害福祉サービス等の利用について

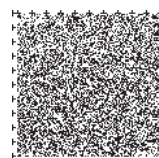
問 24 あなたは、障害福祉サービス受給者証をお持ちですか。

障害福祉サービス受給者証の所持については、「持っている」が37.5%、「持っていない」が58.7%となっています。

年齢階級別にみると、0～29 歳では「持っている」の割合が高く、障害区分別では療育手帳で「持っている」の割合が高くなっています。



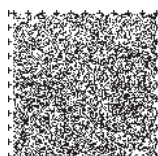
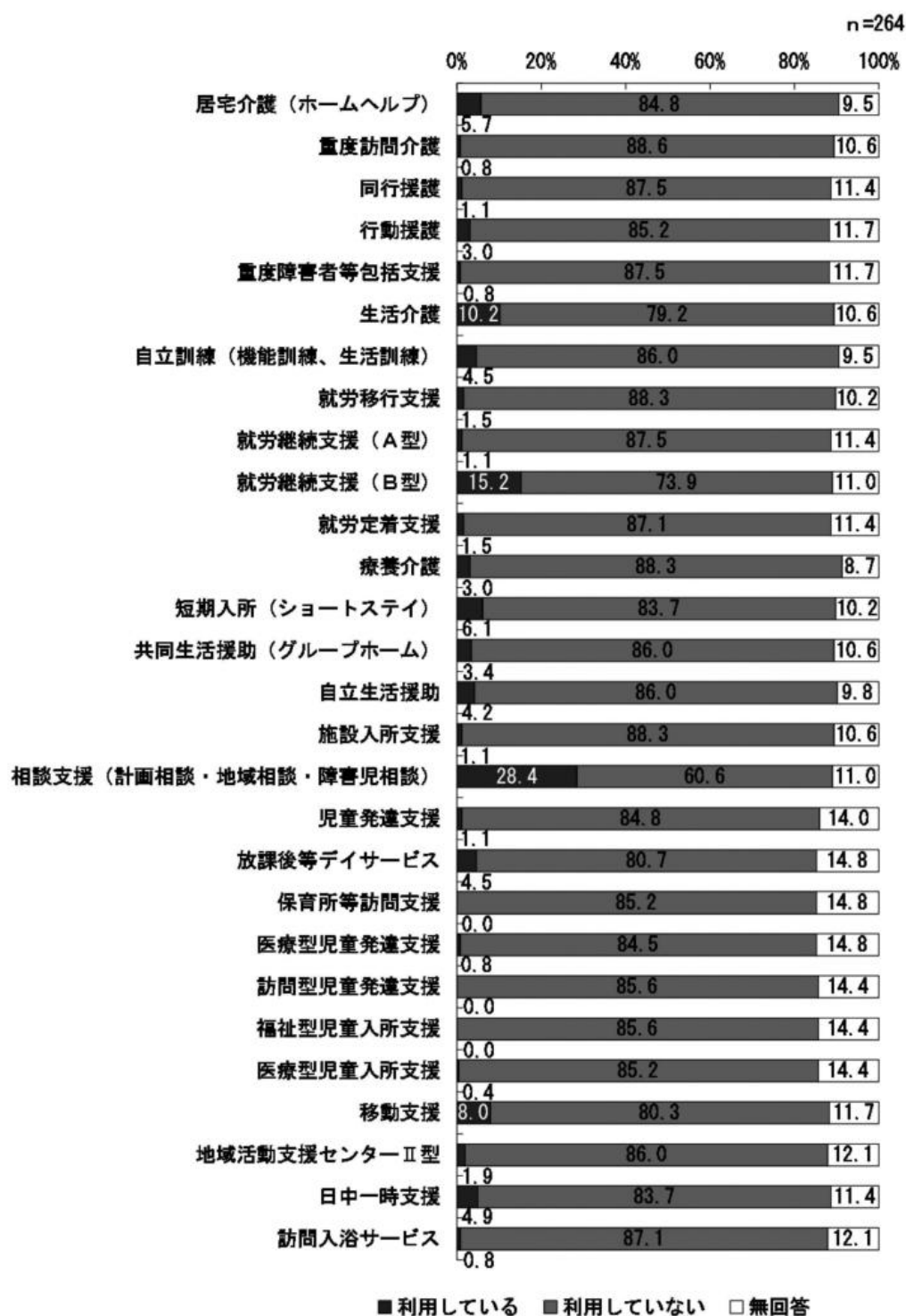
		合計	持っている	持っていない	無回答
全体		264	37.5%	58.7%	3.8%
性別	男性	162	41.4%	56.8%	1.9%
	女性	100	32.0%	61.0%	7.0%
年齢階級別	0～12歳	11	54.5%	45.5%	0.0%
	13～17歳	8	75.0%	25.0%	0.0%
	18～29歳	71	49.3%	46.5%	4.2%
	30～39歳	44	45.5%	52.3%	2.3%
	40～49歳	56	26.8%	66.1%	7.1%
	50～59歳	56	23.2%	73.2%	3.6%
	60～64歳	17	23.5%	76.5%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	28.3%	67.9%	3.8%
	療育手帳	99	64.6%	29.3%	6.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	26.3%	72.4%	1.3%
	難病（特定疾患）	21	38.1%	61.9%	0.0%
	発達障がい	82	47.6%	48.8%	3.7%
	高次脳機能障がい	14	35.7%	64.3%	0.0%



問25 あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。

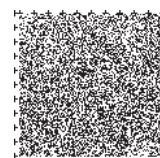
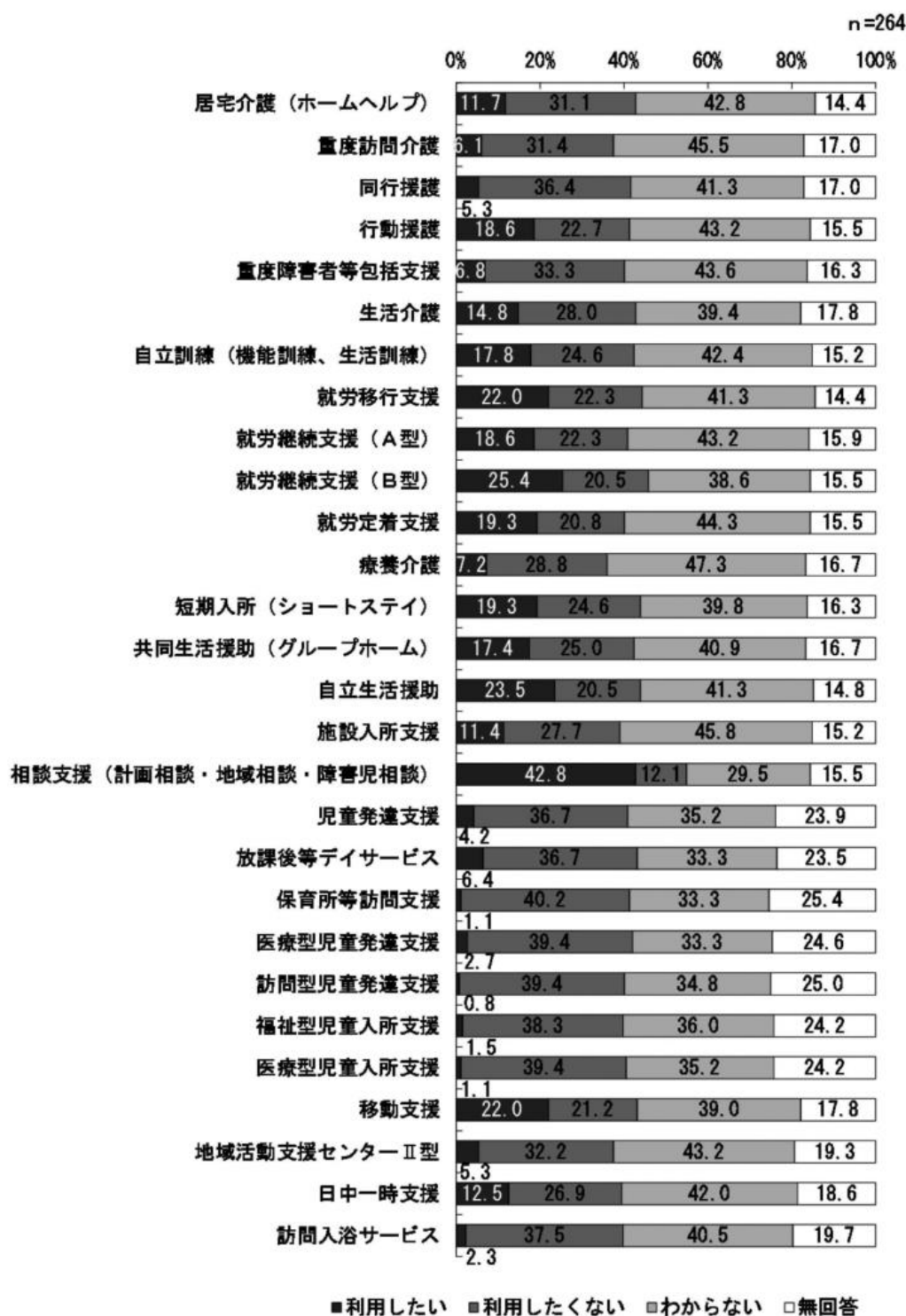
現在の利用

サービスの現在の利用については、「利用している」は「相談支援（計画相談・地域相談・障害児相談）」が 28.4%と最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」が 15.2%、「生活介護」が 10.2%、「移動支援」が 8.0%となっています。



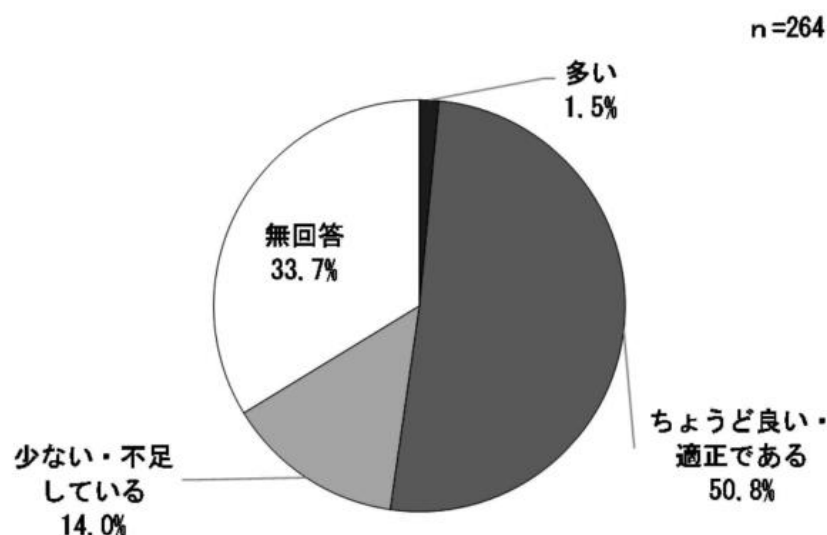
今後の利用意向

サービスの今後の利用意向については、「利用したい」は「相談支援（計画相談・地域相談・障害児相談）」が 42.8%と最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」が 25.4%、「自立生活援助」が 23.5%、「就労移行支援」及び「移動支援」が 22.0%となっています。

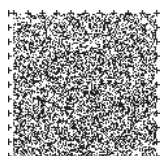


問26 あなたが現在利用しているサービスの時間・日数等について、どう思われますか。

現在利用しているサービスの時間・日数等については、「ちょうど良い・適正である」が50.8%と最も高く、次いで「少ない・不足している」が14.0%、「多い」が1.5%となっています。



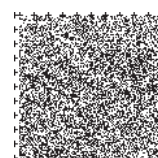
		合計	多い	ちょうど良い・適正である	少ない・不足している	無回答
全体		264	1.5%	50.8%	14.0%	33.7%
性別	男性	162	2.5%	55.6%	14.2%	27.8%
	女性	100	0.0%	42.0%	14.0%	44.0%
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	36.4%	45.5%	18.2%
	13～17歳	8	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%
	18～29歳	71	2.8%	69.0%	4.2%	23.9%
	30～39歳	44	0.0%	56.8%	11.4%	31.8%
	40～49歳	56	1.8%	42.9%	10.7%	44.6%
	50～59歳	56	1.8%	37.5%	23.2%	37.5%
	60～64歳	17	0.0%	35.3%	23.5%	41.2%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	0.9%	42.5%	15.1%	41.5%
	療育手帳	99	2.0%	62.6%	13.1%	22.2%
	精神障害者保健福祉手帳	76	1.3%	53.9%	15.8%	28.9%
	難病（特定疾患）	21	0.0%	66.7%	9.5%	23.8%
	発達障がい	82	1.2%	68.3%	13.4%	17.1%
	高次脳機能障がい	14	7.1%	42.9%	7.1%	42.9%

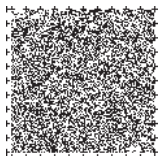


問27 あなたが少ない・不足していると思われるサービスは、どれですか。
(複数回答あり)

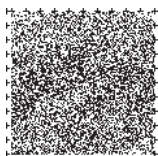
少ない・不足していると思うサービスについては、「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」及び「放課後等デイサービス」がいずれも 16.2%と最も高くなっています。

年齢階級別にみると、18～29 歳（母数 3 名）では「居宅介護」、「重度訪問介護」と並び、就労支援に関するサービスの割合が高く、40～49 歳（母数 6 名）でも就労支援に関するサービスの割合が高くなっています。



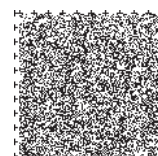
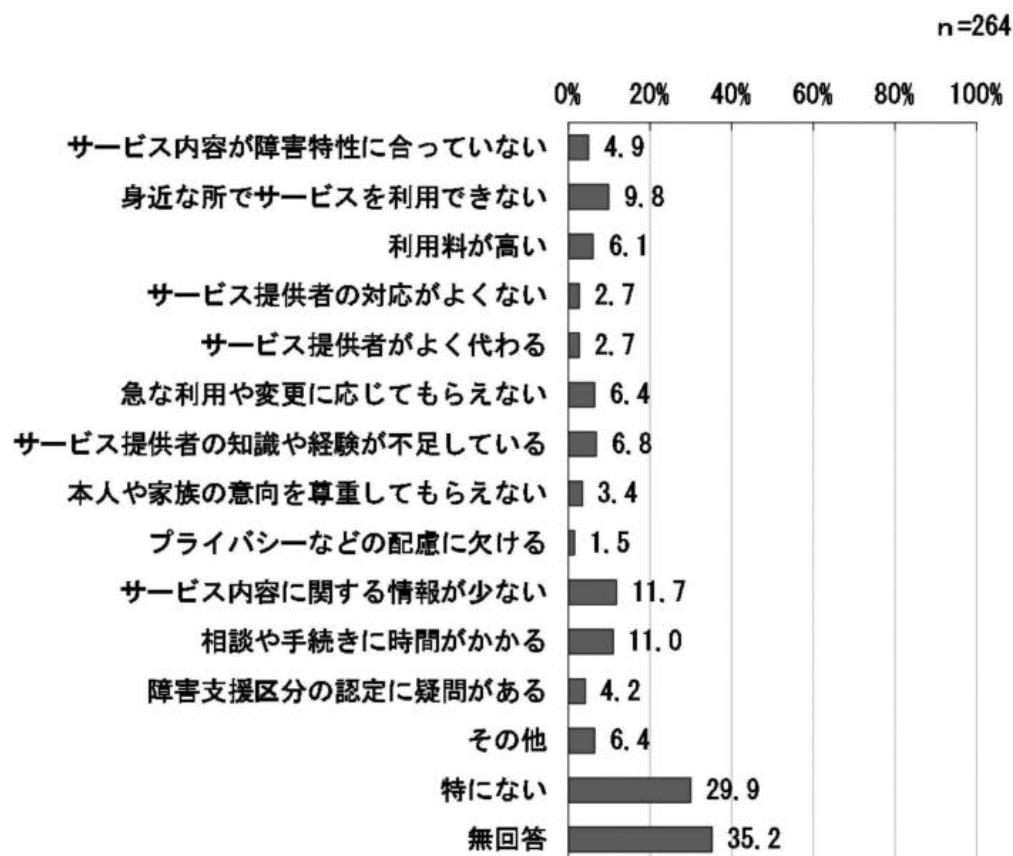


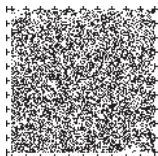
		合計	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	就労移行支援
全体		37	10.8%	5.4%	2.7%	2.7%	0.0%	16.2%	16.2%	16.2%
性別	男性	23	8.7%	4.3%	0.0%	4.3%	0.0%	21.7%	21.7%	8.7%
	女性	14	14.3%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	28.6%
年齢階級別	0～12歳	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	3	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
	30～39歳	5	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%
	40～49歳	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	33.3%
	50～59歳	13	15.4%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	30.8%	15.4%	15.4%
	60～64歳	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%
	身体障害者手帳	16	18.8%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	12.5%	18.8%	18.8%
障がい区分別	療育手帳	13	23.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	12	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	25.0%	16.7%	25.0%
	難病（特定疾患）	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
	発達障がい	11	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%	18.2%	9.1%
	高次脳機能障がい	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計			就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	短期入所	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	
全体		37	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	0.0%	16.2%	0.0%	
性別	男性	23	8.7%	8.7%	8.7%	13.0%	0.0%	26.1%	0.0%	
	女性	14	21.4%	21.4%	21.4%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
年齢階級別	0～12歳	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	13～17歳	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	18～29歳	3	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	30～39歳	5	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	40～49歳	6	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
	50～59歳	13	15.4%	7.7%	15.4%	15.4%	0.0%	7.7%	0.0%	
	60～64歳	4	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	身体障害者手帳	16	0.0%	6.3%	12.5%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	
障がい区分別	療育手帳	13	0.0%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	38.5%	0.0%	
	精神障害者保健福祉手帳	12	41.7%	25.0%	25.0%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	
	難病（特定疾患）	2	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	発達障がい	11	9.1%	18.2%	18.2%	18.2%	0.0%	27.3%	0.0%	
	高次脳機能障がい	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計			医療型児童発達支援	訪問型児童発達支援	移動支援	地域活動支援センターⅡ型	日中一時支援	訪問入浴サービス	無回答	
全体		37	0.0%	0.0%	5.4%	2.7%	13.5%	5.4%	5.4%	
性別	男性	23	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	8.7%	4.3%	8.7%	
	女性	14	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	21.4%	7.1%	0.0%	
年齢階級別	0～12歳	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	
	13～17歳	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
	18～29歳	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	30～39歳	5	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	40～49歳	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	
	50～59歳	13	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	15.4%	
	60～64歳	4	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	
	身体障害者手帳	16	0.0%	0.0%	12.5%	6.3%	18.8%	12.5%	0.0%	
障がい区分別	療育手帳	13	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	7.7%	0.0%	
	精神障害者保健福祉手帳	12	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%	
	難病（特定疾患）	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	発達障がい	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	
	高次脳機能障がい	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	



問28 制度やサービスを利用して不満に思うことがありますか。（複数回答あり）

制度やサービスの利用で不満な点については、「特にない」が29.9%と最も高く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」が11.7%、「相談や手続きに時間がかかる」が11.0%、「身近な所でサービスを利用できない」が9.8%となっています。

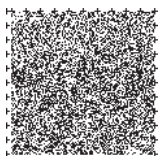




		合計	サービス 内容が障 害特性に 合ってい ない	身近な所 でサービ スを利用 できない	利用料が 高い	サービス 提供者の 対応がよ くない	サービス 提供者が よく代わ る	急な利用 や変更 に応じて もらえない	サービス 提供者の 知識や経 験が不足 している	本人や家 族の意向 を尊重し てもらえ ない
全体		264	4.9%	9.8%	6.1%	2.7%	2.7%	6.4%	6.8%	3.4%
性別	男性	162	4.3%	6.8%	5.6%	3.1%	3.1%	6.8%	8.0%	3.1%
	女性	100	6.0%	15.0%	7.0%	2.0%	2.0%	6.0%	5.0%	4.0%
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	9.1%	0.0%
	13～17歳	8	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	37.5%	25.0%	0.0%
	18～29歳	71	4.2%	9.9%	7.0%	4.2%	2.8%	8.5%	4.2%	5.6%
	30～39歳	44	2.3%	9.1%	9.1%	0.0%	4.5%	4.5%	11.4%	0.0%
	40～49歳	56	3.6%	10.7%	1.8%	3.6%	1.8%	1.8%	7.1%	5.4%
	50～59歳	56	12.5%	7.1%	8.9%	1.8%	1.8%	3.6%	5.4%	3.6%
	60～64歳	17	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	7.5%	14.2%	4.7%	1.9%	1.9%	4.7%	5.7%	3.8%
	療育手帳	99	2.0%	7.1%	5.1%	3.0%	4.0%	12.1%	8.1%	4.0%
	精神障害者保健福祉手帳	76	6.6%	10.5%	7.9%	3.9%	2.6%	2.6%	7.9%	2.6%
	難病（特定疾患）	21	14.3%	14.3%	4.8%	4.8%	4.8%	14.3%	4.8%	0.0%
	発達障がい	82	3.7%	13.4%	7.3%	4.9%	7.3%	12.2%	11.0%	3.7%
	高次脳機能障がい	14	7.1%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
合計			プライバシーなど の配慮に 欠ける	サービス 内容に関 する情報 が少ない	相談や手 続きに時 間がかか る	障害支援 区分の認 定に疑問 がある	その他	特になし	無回答	
全体		264	1.5%	11.7%	11.0%	4.2%	6.4%	29.9%	35.2%	
性別	男性	162	1.2%	11.1%	9.9%	4.3%	6.8%	35.2%	30.9%	
	女性	100	2.0%	13.0%	13.0%	4.0%	6.0%	21.0%	42.0%	
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	27.3%	9.1%	
	13～17歳	8	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	12.5%	12.5%	
	18～29歳	71	4.2%	12.7%	14.1%	2.8%	9.9%	36.6%	22.5%	
	30～39歳	44	0.0%	9.1%	13.6%	0.0%	4.5%	34.1%	34.1%	
	40～49歳	56	1.8%	16.1%	10.7%	5.4%	0.0%	23.2%	48.2%	
	50～59歳	56	0.0%	14.3%	10.7%	8.9%	8.9%	25.0%	42.9%	
	60～64歳	17	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.3%	52.9%	
障がい区分別	身体障害者手帳	106	0.9%	12.3%	11.3%	5.7%	9.4%	25.5%	39.6%	
	療育手帳	99	3.0%	11.1%	9.1%	4.0%	7.1%	35.4%	23.2%	
	精神障害者保健福祉手帳	76	2.6%	11.8%	11.8%	1.3%	2.6%	27.6%	36.8%	
	難病（特定疾患）	21	0.0%	14.3%	19.0%	9.5%	9.5%	23.8%	28.6%	
	発達障がい	82	2.4%	12.2%	12.2%	2.4%	7.3%	32.9%	19.5%	
	高次脳機能障がい	14	0.0%	14.3%	7.1%	0.0%	7.1%	21.4%	42.9%	

＜その他＞

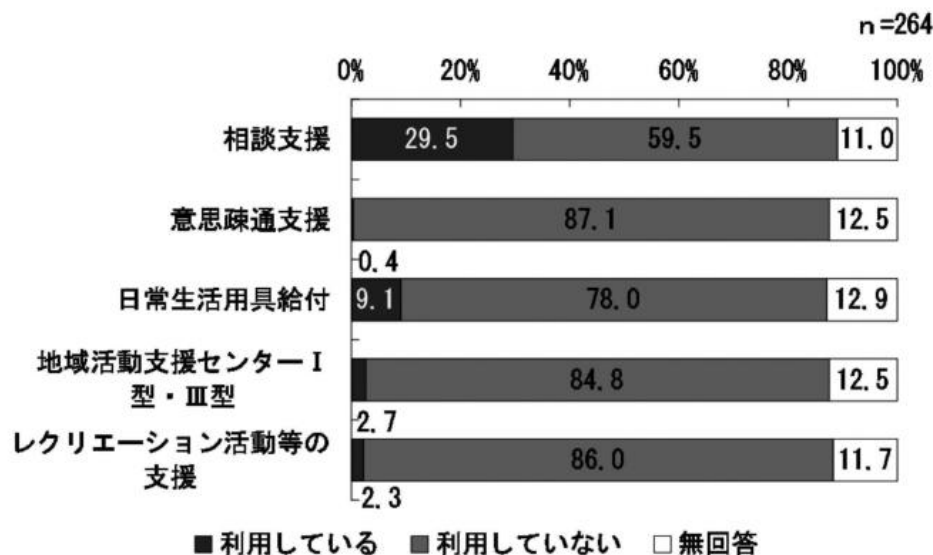
サービスでキャッシュレス決済を利用出来る様にしてほしい／事業所が少なく希望に応じてもらえない／デリカシーのない職員が時折いる／工賃等が少ない／支給期間は充分でも、事業所と人材が不足しているので充分利用できない／短期入所を断られることが多い／夕方以降の預かりがなく、家族の都合と合わない／利用できる日が少ない／遠い／利用条件などが市町村単位などで、バラバラで分かりにくい など



問29 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。

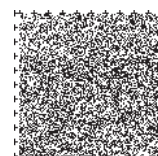
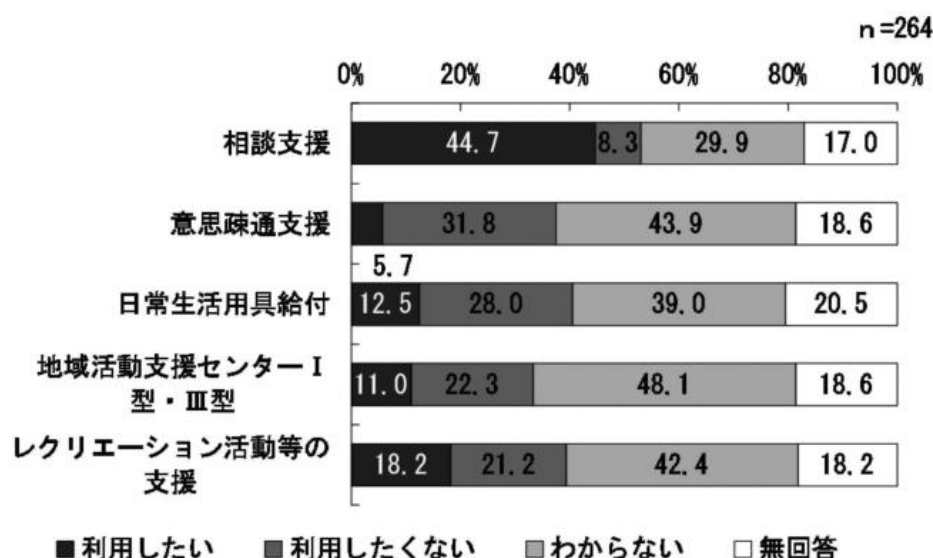
現在の利用

障害福祉サービス受給者証の必要のないサービスの現在の利用については、「相談支援」が29.5%と最も高く、次いで「日常生活用具給付」が9.1%、「地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型*」が2.7%となっています。



今後の利用意向

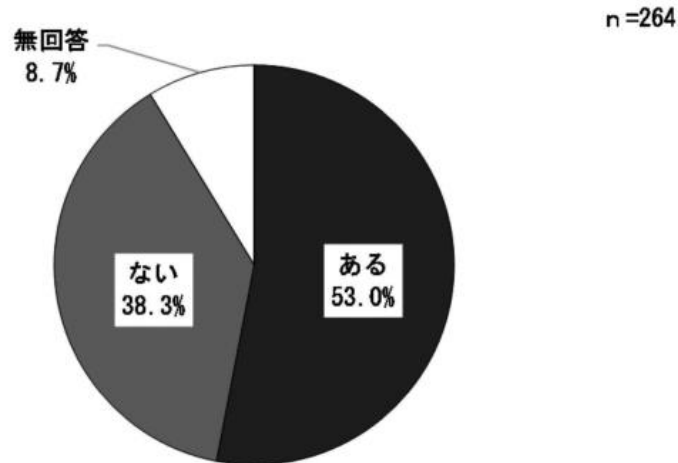
障害福祉サービス受給者証の必要のないサービスの今後の利用意向については、「相談支援」が44.7%と最も高く、次いで「レクリエーション活動等の支援」が18.2%、「日常生活用具給付」が12.5%となっています。



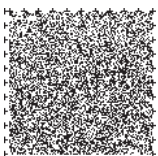
⑥相談相手などについて

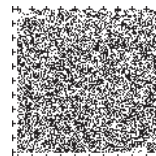
問30 あなたは悩みや困っていることがありますか。

悩みや困りごとの有無については、「ある」が53.0%、「ない」が38.3%となっています。



		合計	ある	ない	無回答
全体		264	53.0%	38.3%	8.7%
性別	男性	162	48.1%	43.8%	8.0%
	女性	100	60.0%	30.0%	10.0%
年齢階級別	0～12歳	11	18.2%	72.7%	9.1%
	13～17歳	8	50.0%	37.5%	12.5%
	18～29歳	71	53.5%	38.0%	8.5%
	30～39歳	44	38.6%	47.7%	13.6%
	40～49歳	56	57.1%	32.1%	10.7%
	50～59歳	56	62.5%	32.1%	5.4%
	60～64歳	17	64.7%	35.3%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	51.9%	38.7%	9.4%
	療育手帳	99	36.4%	52.5%	11.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	73.7%	22.4%	3.9%
	難病（特定疾患）	21	42.9%	47.6%	9.5%
	発達障がい	82	54.9%	37.8%	7.3%
	高次脳機能障がい	14	50.0%	28.6%	21.4%

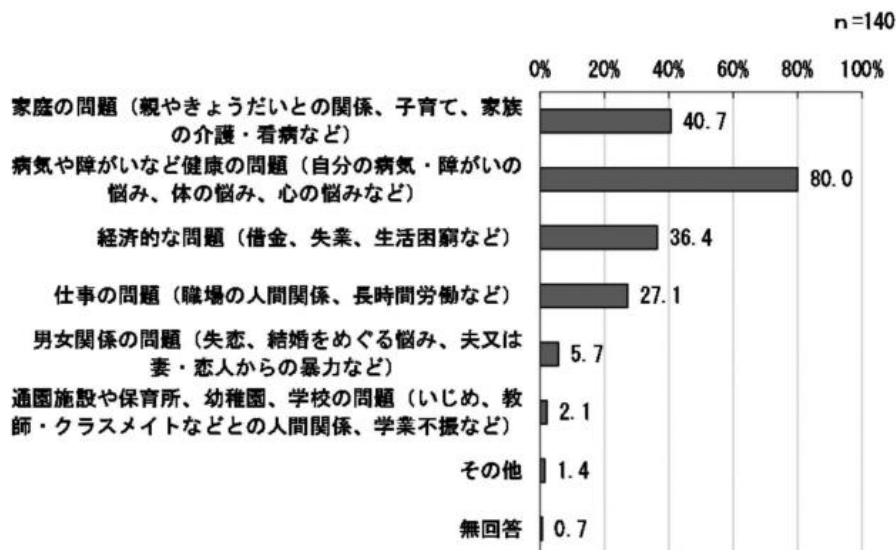




※問30で「ある」を選択した方

問31 あなたの悩みや困っていることの原因は何ですか。

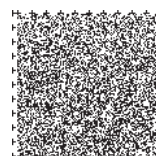
悩みや困りごとの原因については、「病気や障がいなど健康の問題（自分の病気・障がいの悩み、体の悩み、心の悩みなど）」が80.0%と最も高く、次いで「家庭の問題（親やきょうだいとの関係、子育て、家族の介護・看病など）」が40.7%、「経済的な問題（借金、失業、生活困窮など）」が36.4%となっています。



		合計	家庭の問題（親やきょうだいとの関係、子育て、家族の介護・看病など）	病気や障がいなど健康の問題（自分の病気・障がいの悩み、体の悩み、心の悩みなど）	経済的な問題（借金、失業、生活困窮など）	仕事の問題（職場の人間関係、長時間労働など）	男女関係の問題（失恋、結婚をめぐる悩み、夫又は妻・恋人からの暴力など）	通園施設や保育所、幼稚園、学校の問題（いじめ、教師・クラスメイトなどとの人間関係、学業不振など）	その他	無回答
全体		140	40.7%	80.0%	36.4%	27.1%	5.7%	2.1%	1.4%	0.7%
性別	男性	78	35.9%	82.1%	32.1%	17.9%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%
	女性	60	48.3%	76.7%	41.7%	40.0%	8.3%	0.0%	3.3%	1.7%
年齢階級別	0～12歳	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13～17歳	4	75.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	38	34.2%	71.1%	31.6%	36.8%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	30～39歳	17	35.3%	76.5%	52.9%	35.3%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～49歳	32	46.9%	90.6%	40.6%	31.3%	6.3%	0.0%	3.1%	3.1%
	50～59歳	35	42.9%	85.7%	37.1%	17.1%	5.7%	2.9%	2.9%	0.0%
	60～64歳	11	45.5%	81.8%	9.1%	18.2%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	55	45.5%	80.0%	38.2%	20.0%	5.5%	1.8%	1.8%	1.8%
	療育手帳	36	36.1%	72.2%	16.7%	27.8%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	56	42.9%	83.9%	44.6%	35.7%	7.1%	0.0%	1.8%	0.0%
	難病（特定疾患）	9	55.6%	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
	発達障がい	45	35.6%	73.3%	33.3%	37.8%	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%
	高次脳機能障がい	7	42.9%	57.1%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

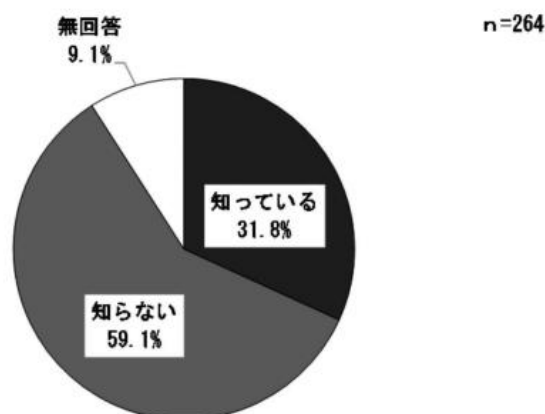
<その他>

両親が他界したときどうやって生活していくか誰に頼ればいいか など

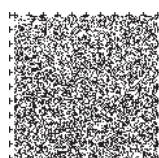


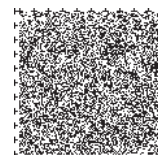
問32 市では、障がいのある方が自立した生活を送ることができるように、本人や家族などへの相談、情報提供や助言を行う相談支援事業所を設置しています。あなたは、市内の相談支援事業所を知っていますか。

相談支援事業所の認知については、「知っている」が 31.8%、「知らない」が 59.1%となっています。



		合計	知っている	知らない	無回答
全体		264	31.8%	59.1%	9.1%
性別	男性	162	38.3%	54.3%	7.4%
	女性	100	22.0%	67.0%	11.0%
年齢階級別	0～12歳	11	45.5%	45.5%	9.1%
	13～17歳	8	50.0%	50.0%	0.0%
	18～29歳	71	42.3%	46.5%	11.3%
	30～39歳	44	50.0%	43.2%	6.8%
	40～49歳	56	23.2%	64.3%	12.5%
	50～59歳	56	16.1%	78.6%	5.4%
	60～64歳	17	5.9%	82.4%	11.8%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	20.8%	68.9%	10.4%
	療育手帳	99	51.5%	37.4%	11.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	23.7%	72.4%	3.9%
	難病（特定疾患）	21	23.8%	66.7%	9.5%
	発達障がい	82	46.3%	45.1%	8.5%
	高次脳機能障がい	14	21.4%	57.1%	21.4%





問33 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
(複数回答あり)

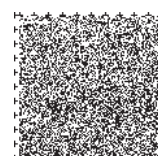
悩みや困りごとの相談相手については、「家族や親せき」が73.9%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が30.7%、「友人・知人」が25.8%となっています。



		合計	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の支援員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障害者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師
全体		264	73.9%	25.8%	3.0%	11.0%	18.9%	4.9%	2.3%	30.7%
性別	男性	162	74.1%	17.3%	3.1%	10.5%	20.4%	3.1%	3.1%	30.2%
	女性	100	73.0%	40.0%	3.0%	12.0%	17.0%	8.0%	1.0%	31.0%
年齢階級別	0～12歳	11	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%
	13～17歳	8	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
	18～29歳	71	84.5%	26.8%	2.8%	15.5%	25.4%	8.5%	0.0%	32.4%
	30～39歳	44	70.5%	11.4%	0.0%	11.4%	31.8%	4.5%	9.1%	25.0%
	40～49歳	56	66.1%	28.6%	0.0%	12.5%	8.9%	1.8%	1.8%	32.1%
	50～59歳	56	66.1%	33.9%	5.4%	8.9%	14.3%	3.6%	0.0%	35.7%
	60～64歳	17	76.5%	41.2%	17.6%	5.9%	17.6%	11.8%	5.9%	35.3%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	72.6%	30.2%	5.7%	10.4%	15.1%	6.6%	2.8%	30.2%
	療育手帳	99	73.7%	12.1%	2.0%	10.1%	37.4%	7.1%	4.0%	21.2%
	精神障害者保健福祉手帳	76	71.1%	31.6%	1.3%	9.2%	11.8%	2.6%	1.3%	46.1%
	難病（特定疾患）	21	76.2%	28.6%	4.8%	9.5%	28.6%	9.5%	0.0%	38.1%
	発達障がい	82	80.5%	15.9%	0.0%	9.8%	22.0%	7.3%	3.7%	30.5%
高次脳機能障がい		14	57.1%	28.6%	7.1%	0.0%	7.1%	7.1%	7.1%	28.6%
合計			病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答	
全体		264	5.3%	1.1%	3.4%	8.0%	3.4%	7.6%	6.1%	
性別	男性	162	4.3%	0.0%	4.3%	6.2%	4.3%	8.0%	7.4%	
	女性	100	6.0%	3.0%	2.0%	11.0%	2.0%	7.0%	4.0%	
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	0.0%	54.5%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	
	13～17歳	8	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	
	18～29歳	71	0.0%	0.0%	1.4%	8.5%	2.8%	5.6%	7.0%	
	30～39歳	44	2.3%	0.0%	0.0%	13.6%	4.5%	6.8%	4.5%	
	40～49歳	56	8.9%	3.6%	0.0%	5.4%	7.1%	10.7%	8.9%	
	50～59歳	56	8.9%	1.8%	1.8%	8.9%	1.8%	8.9%	3.6%	
	60～64歳	17	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	
障がい区分別	身体障害者手帳	106	5.7%	1.9%	1.9%	3.8%	1.9%	7.5%	7.5%	
	療育手帳	99	3.0%	0.0%	7.1%	8.1%	3.0%	7.1%	5.1%	
	精神障害者保健福祉手帳	76	10.5%	1.3%	0.0%	13.2%	3.9%	7.9%	3.9%	
	難病（特定疾患）	21	9.5%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	4.8%	4.8%	
	発達障がい	82	1.2%	0.0%	6.1%	13.4%	2.4%	6.1%	3.7%	
高次脳機能障がい		14	7.1%	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	14.3%	21.4%	

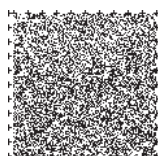
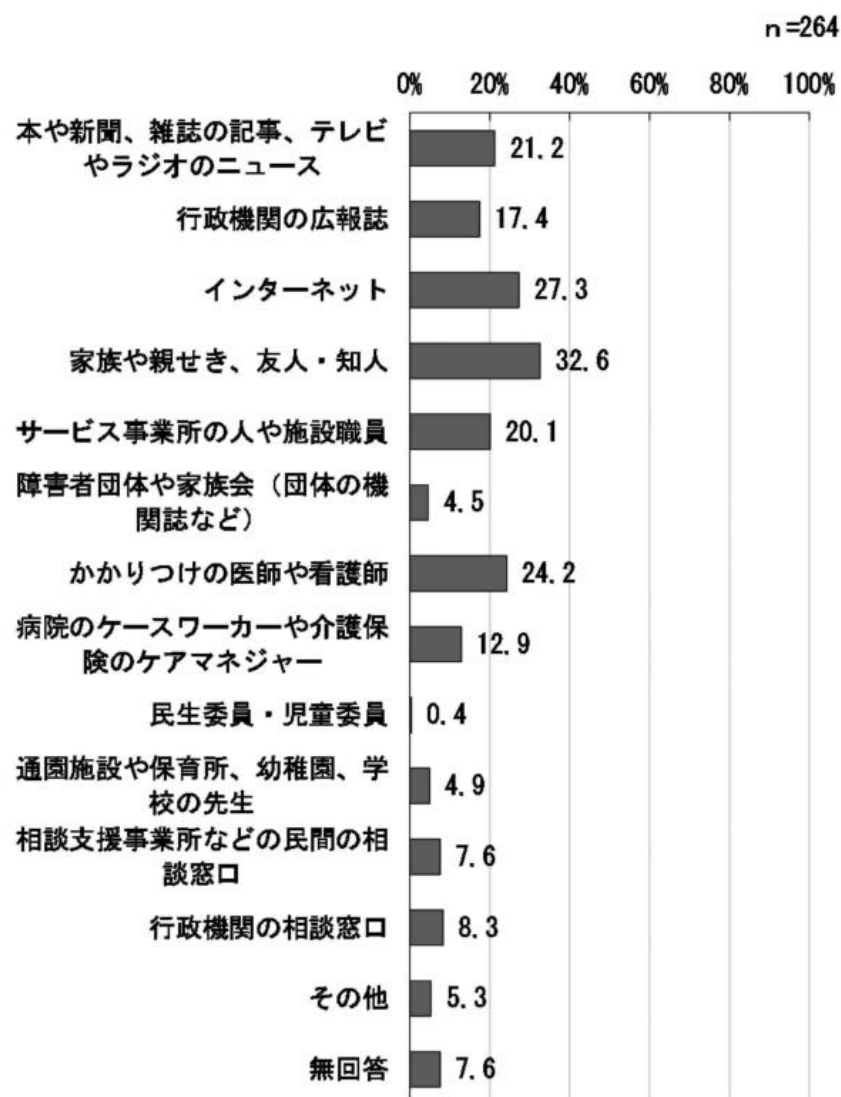
＜その他＞

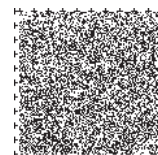
相談できる人がいない／カウンセラー／言葉がしゃべれず相談できない／困ったことを話せない（説明できない）／施設の職員／相談しない／誰にも相談出来ない場合、ストレスを溜めながら誰にも相談しない など



問34 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知りますか。（複数回答あり）

障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」が32.6%と最も高く、次いで「インターネット」が27.3%、「かかりつけの医師や看護師」が24.2%となっています。





		合計	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	かかりつけの医師や看護師
全体		264	21.2%	17.4%	27.3%	32.6%	20.1%	4.5%	24.2%
性別	男性	162	19.8%	17.3%	27.8%	39.5%	21.0%	4.9%	24.1%
	女性	100	23.0%	18.0%	27.0%	22.0%	19.0%	4.0%	23.0%
年齢階級別	0～12歳	11	9.1%	18.2%	27.3%	54.5%	27.3%	9.1%	54.5%
	13～17歳	8	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	37.5%	12.5%	25.0%
	18～29歳	71	18.3%	14.1%	25.4%	45.1%	28.2%	0.0%	22.5%
	30～39歳	44	9.1%	20.5%	22.7%	40.9%	27.3%	13.6%	9.1%
	40～49歳	56	30.4%	16.1%	28.6%	17.9%	10.7%	3.6%	25.0%
	50～59歳	56	28.6%	17.9%	33.9%	23.2%	10.7%	1.8%	30.4%
	60～64歳	17	29.4%	35.3%	23.5%	29.4%	17.6%	5.9%	23.5%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	24.5%	19.8%	34.9%	24.5%	15.1%	7.5%	20.8%
	療育手帳	99	15.2%	15.2%	12.1%	45.5%	38.4%	8.1%	12.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	26.3%	19.7%	31.6%	27.6%	10.5%	0.0%	40.8%
	難病（特定疾患）	21	14.3%	4.8%	23.8%	28.6%	33.3%	4.8%	14.3%
	発達障がい	82	18.3%	14.6%	24.4%	48.8%	28.0%	2.4%	25.6%
高次脳機能障がい		14	14.3%	0.0%	14.3%	35.7%	28.6%	14.3%	28.6%
合計			病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
全体		264	12.9%	0.4%	4.9%	7.6%	8.3%	5.3%	7.6%
性別	男性	162	9.9%	0.0%	6.8%	6.2%	9.3%	5.6%	6.8%
	女性	100	17.0%	1.0%	2.0%	10.0%	6.0%	5.0%	9.0%
年齢階級別	0～12歳	11	9.1%	0.0%	63.6%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%
	13～17歳	8	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%
	18～29歳	71	8.5%	0.0%	5.6%	11.3%	2.8%	7.0%	8.5%
	30～39歳	44	6.8%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	4.5%	6.8%
	40～49歳	56	17.9%	0.0%	0.0%	5.4%	12.5%	1.8%	10.7%
	50～59歳	56	19.6%	1.8%	0.0%	5.4%	10.7%	7.1%	5.4%
	60～64歳	17	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	5.9%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	16.0%	0.9%	0.9%	2.8%	11.3%	8.5%	5.7%
	療育手帳	99	6.1%	0.0%	12.1%	9.1%	5.1%	4.0%	9.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	15.8%	0.0%	0.0%	11.8%	10.5%	6.6%	6.6%
	難病（特定疾患）	21	9.5%	0.0%	0.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	発達障がい	82	6.1%	0.0%	7.3%	12.2%	4.9%	6.1%	6.1%
高次脳機能障がい		14	14.3%	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%	14.3%	14.3%

<その他>

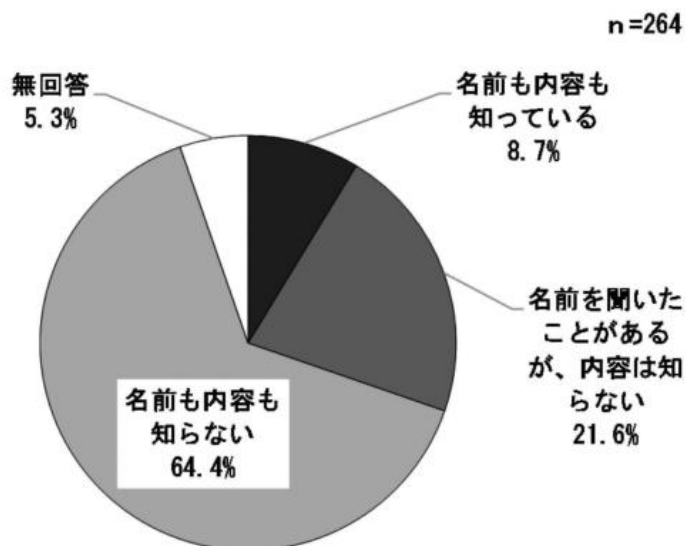
SNS／何も知らない／自分では理解できない／障害者職業センター／職場の方／知らないことが多いと思う／特に聞いたことがない／特別支援学校 など



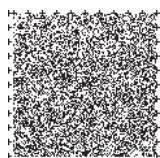
⑦権利擁護について

問35 あなたは、障害者差別解消法*について知っていますか。

障害者差別解消法の認知については、「名前も内容も知らない」が64.4%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が21.6%、「名前も内容も知っている」が8.7%となっています。



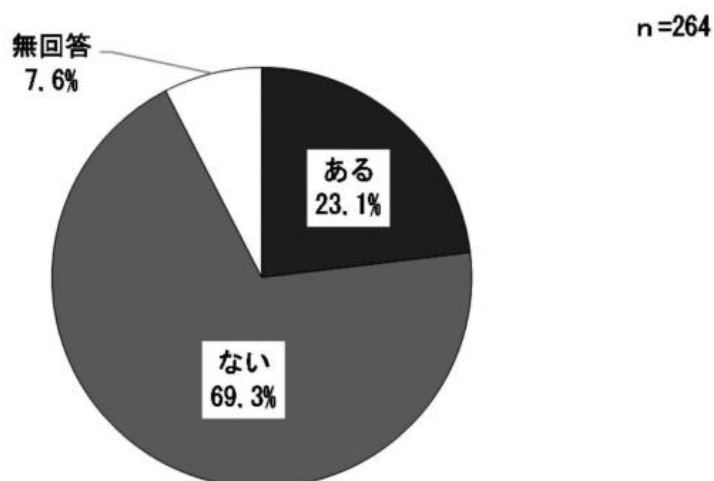
		合計	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
全体		264	8.7%	21.6%	64.4%	5.3%
性別	男性	162	8.6%	23.5%	63.0%	4.9%
	女性	100	9.0%	19.0%	66.0%	6.0%
年齢階級別	0～12歳	11	18.2%	9.1%	72.7%	0.0%
	13～17歳	8	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%
	18～29歳	71	4.2%	22.5%	69.0%	4.2%
	30～39歳	44	13.6%	20.5%	61.4%	4.5%
	40～49歳	56	10.7%	26.8%	55.4%	7.1%
	50～59歳	56	8.9%	17.9%	64.3%	8.9%
	60～64歳	17	5.9%	17.6%	76.5%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	14.2%	26.4%	52.8%	6.6%
	療育手帳	99	8.1%	16.2%	69.7%	6.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	5.3%	21.1%	72.4%	1.3%
	難病（特定疾患）	21	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%
	発達障がい	82	9.8%	15.9%	72.0%	2.4%
	高次脳機能障がい	14	21.4%	14.3%	50.0%	14.3%



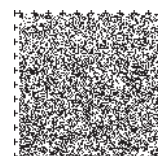
問36 あなたは、この1～2年の間に障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

この1～2年の間に障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、「ある」が23.1%、「ない」が69.3%となっています。

年齢階級別にみると、13～17歳（母数8名）では「ある」の割合が高くなっています。



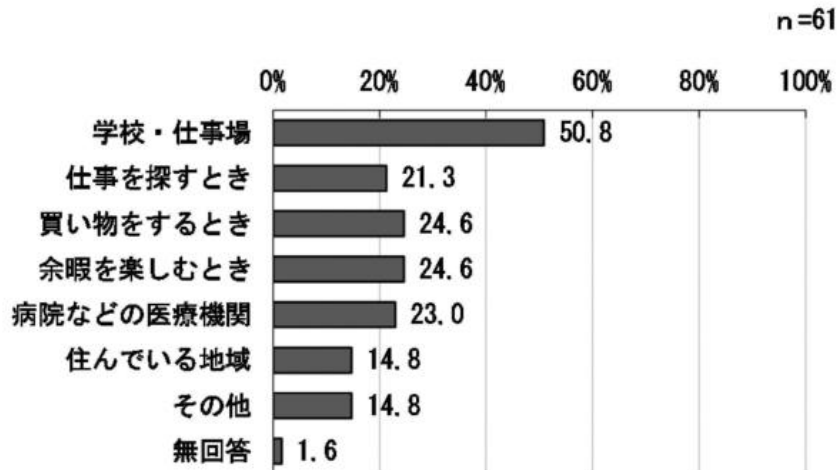
		合計	ある	ない	無回答
全体		264	23.1%	69.3%	7.6%
性別	男性	162	24.7%	70.4%	4.9%
	女性	100	21.0%	67.0%	12.0%
年齢階級別	0～12歳	11	27.3%	63.6%	9.1%
	13～17歳	8	62.5%	37.5%	0.0%
	18～29歳	71	14.1%	78.9%	7.0%
	30～39歳	44	25.0%	72.7%	2.3%
	40～49歳	56	35.7%	55.4%	8.9%
	50～59歳	56	21.4%	64.3%	14.3%
	60～64歳	17	0.0%	100.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	21.7%	68.9%	9.4%
	療育手帳	99	17.2%	74.7%	8.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	28.9%	68.4%	2.6%
	難病（特定疾患）	21	28.6%	71.4%	0.0%
	発達障がい	82	24.4%	70.7%	4.9%
	高次脳機能障がい	14	28.6%	57.1%	14.3%



※問36で「ある」を選択した方

問37 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答あり）

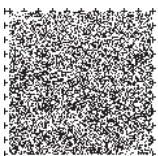
差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が50.8%と最も高く、次いで「買い物をするとき」及び「余暇を楽しむとき」がいずれも24.6%となっています。



		合計	学校・仕事場	仕事を探するとき	買い物をするとき	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
全体		61	50.8%	21.3%	24.6%	24.6%	23.0%	14.8%	14.8%	1.6%
性別	男性	40	50.0%	20.0%	22.5%	27.5%	27.5%	15.0%	10.0%	0.0%
	女性	21	52.4%	23.8%	28.6%	19.0%	14.3%	14.3%	23.8%	4.8%
年齢階級別	0～12歳	3	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
	13～17歳	5	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～29歳	10	40.0%	10.0%	30.0%	50.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%
	30～39歳	11	54.5%	27.3%	18.2%	36.4%	27.3%	9.1%	18.2%	0.0%
	40～49歳	20	45.0%	20.0%	25.0%	20.0%	20.0%	15.0%	0.0%	5.0%
	50～59歳	12	41.7%	33.3%	33.3%	16.7%	33.3%	25.0%	41.7%	0.0%
	60～64歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	23	56.5%	13.0%	21.7%	8.7%	34.8%	8.7%	13.0%	4.3%
	療育手帳	17	52.9%	11.8%	29.4%	17.6%	23.5%	17.6%	17.6%	0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	22	50.0%	31.8%	18.2%	40.9%	18.2%	18.2%	9.1%	0.0%
	難病（特定疾患）	6	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%	16.7%
	発達障がい	20	60.0%	15.0%	15.0%	35.0%	25.0%	10.0%	10.0%	0.0%
	高次脳機能障がい	4	75.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%

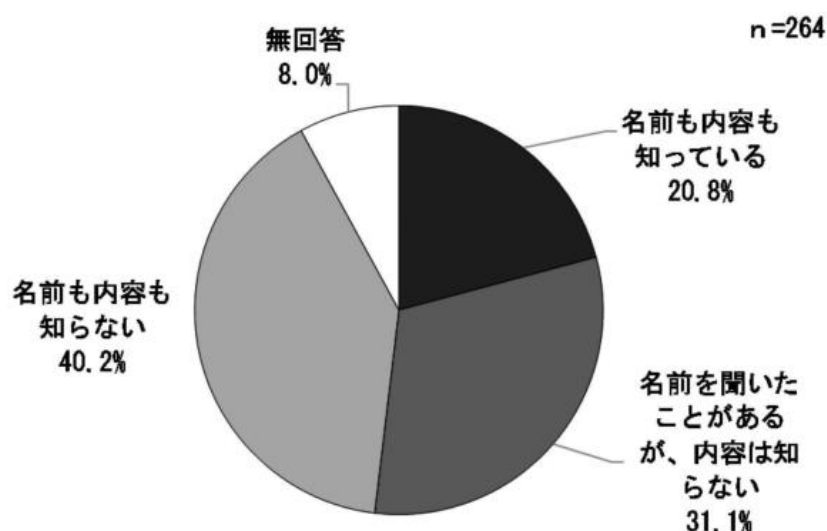
<その他>

特定の場所というよりも日常。差別はない。／駅／施設職員の何げない会話／夫の親族からの偏見／両親との会話 など

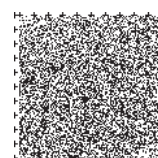


問38 成年後見制度について知っていますか。

成年後見制度の認知については、「名前も内容も知らない」が40.2%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が31.1%、「名前も内容も知っている」が20.8%となっています。



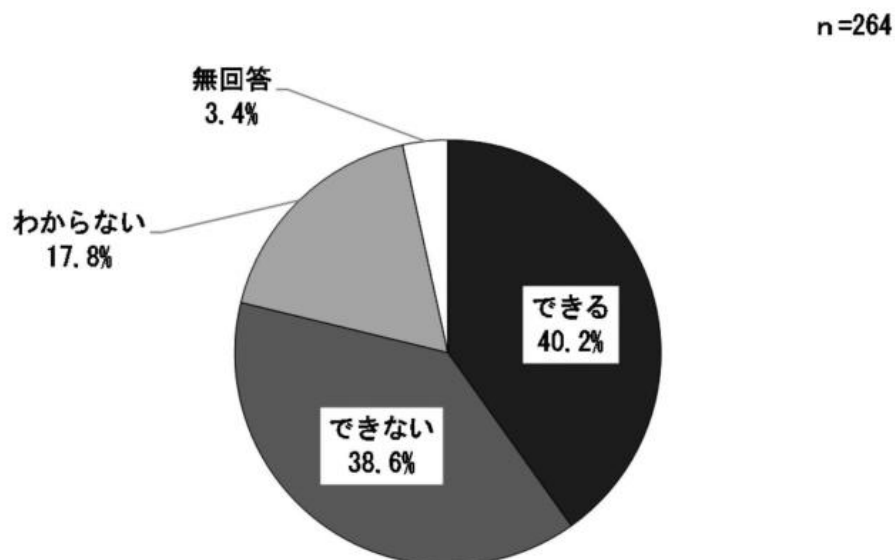
		合計	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
全体		264	20.8%	31.1%	40.2%	8.0%
性別	男性	162	18.5%	30.9%	42.6%	8.0%
	女性	100	25.0%	31.0%	36.0%	8.0%
年齢階級別	0～12歳	11	27.3%	54.5%	18.2%	0.0%
	13～17歳	8	25.0%	37.5%	37.5%	0.0%
	18～29歳	71	15.5%	26.8%	49.3%	8.5%
	30～39歳	44	20.5%	25.0%	47.7%	6.8%
	40～49歳	56	28.6%	28.6%	32.1%	10.7%
	50～59歳	56	17.9%	33.9%	37.5%	10.7%
	60～64歳	17	23.5%	41.2%	35.3%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	24.5%	33.0%	31.1%	11.3%
	療育手帳	99	25.3%	24.2%	42.4%	8.1%
	精神障害者保健福祉手帳	76	22.4%	32.9%	42.1%	2.6%
	難病（特定疾患）	21	9.5%	38.1%	47.6%	4.8%
	発達障がい	82	22.0%	31.7%	41.5%	4.9%
	高次脳機能障がい	14	35.7%	14.3%	35.7%	14.3%



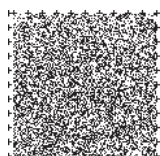
⑧災害時の避難などについて

問39 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

災害時の一人での避難については、「できる」が40.2%、「できない」が38.6%となっています。

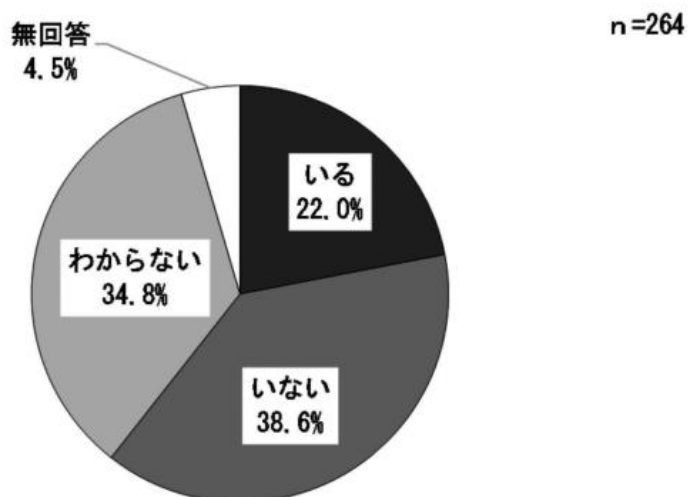


		合計	できる	できない	わからない	無回答
全体		264	40.2%	38.6%	17.8%	3.4%
性別	男性	162	41.4%	37.0%	17.3%	4.3%
	女性	100	38.0%	42.0%	18.0%	2.0%
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	81.8%	18.2%	0.0%
	13～17歳	8	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%
	18～29歳	71	31.0%	47.9%	16.9%	4.2%
	30～39歳	44	22.7%	52.3%	25.0%	0.0%
	40～49歳	56	57.1%	25.0%	12.5%	5.4%
	50～59歳	56	53.6%	25.0%	16.1%	5.4%
	60～64歳	17	58.8%	11.8%	29.4%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	42.5%	42.5%	11.3%	3.8%
	療育手帳	99	16.2%	63.6%	17.2%	3.0%
	精神障害者保健福祉手帳	76	60.5%	13.2%	25.0%	1.3%
	難病（特定疾患）	21	38.1%	47.6%	14.3%	0.0%
	発達障がい	82	28.0%	46.3%	24.4%	1.2%
	高次脳機能障がい	14	14.3%	64.3%	7.1%	14.3%

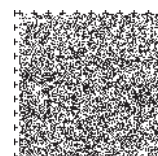


問４０ 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。

避難の際に助けてくれる人の有無については、「いない」が38.6%と最も高く、次いで「わからない」が34.8%、「いる」が22.0%となっています。

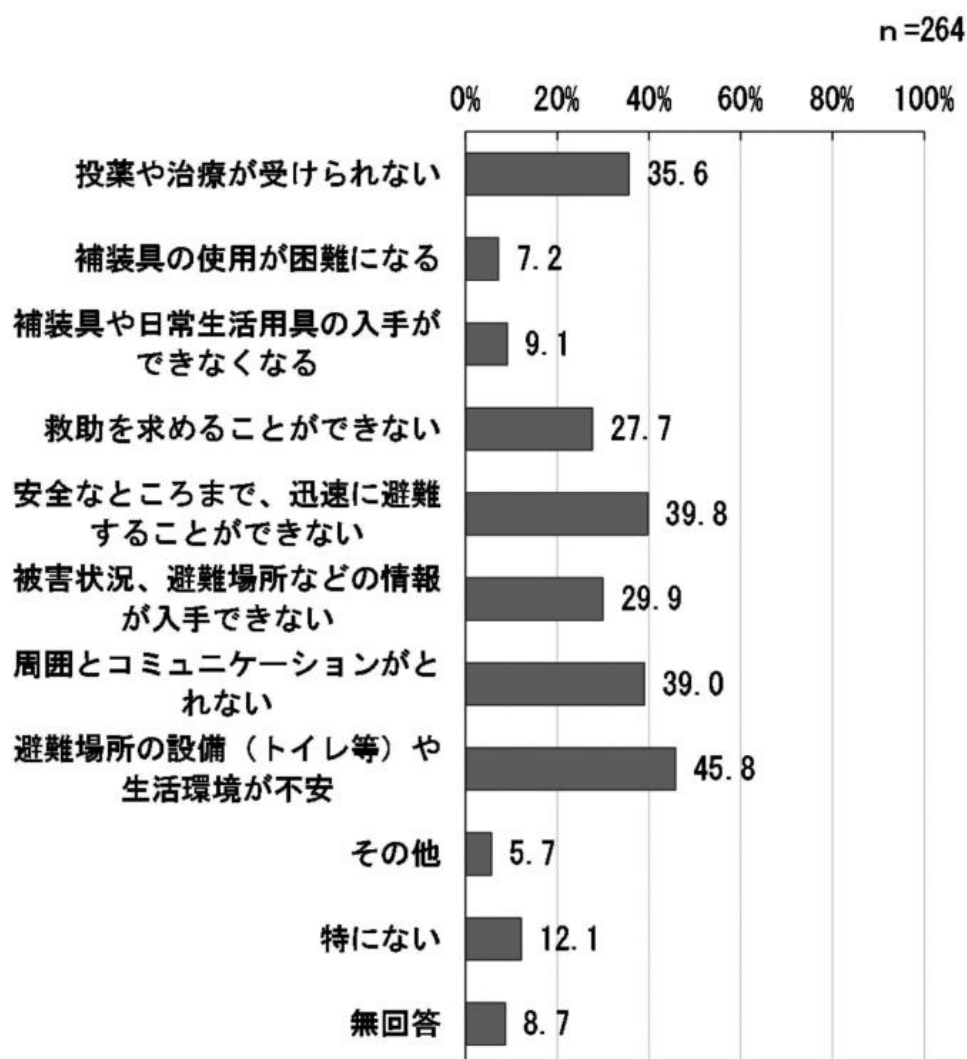


		合計	いる	いない	わからない	無回答
全体		264	22.0%	38.6%	34.8%	4.5%
性別	男性	162	19.8%	38.9%	35.2%	6.2%
	女性	100	25.0%	38.0%	35.0%	2.0%
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	36.4%	63.6%	0.0%
	13～17歳	8	0.0%	62.5%	25.0%	12.5%
	18～29歳	71	22.5%	26.8%	46.5%	4.2%
	30～39歳	44	18.2%	50.0%	29.5%	2.3%
	40～49歳	56	23.2%	42.9%	28.6%	5.4%
	50～59歳	56	23.2%	41.1%	28.6%	7.1%
	60～64歳	17	47.1%	23.5%	29.4%	0.0%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	29.2%	34.9%	29.2%	6.6%
	療育手帳	99	25.3%	32.3%	38.4%	4.0%
	精神障害者保健福祉手帳	76	14.5%	46.1%	38.2%	1.3%
	難病（特定疾患）	21	19.0%	61.9%	19.0%	0.0%
	発達障がい	82	14.6%	48.8%	35.4%	1.2%
	高次脳機能障がい	14	35.7%	42.9%	7.1%	14.3%



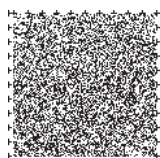
問4 1 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答あり)

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が45.8%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が39.8%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が39.0%、「投薬や治療が受けられない」が35.6%となっています。

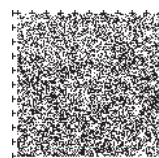


<その他>

いつもとちがう環境、生活になるとパニックになる／避難所など他の人と一緒の所には多分いられない／一人になれる環境が必要なのでそのような環境が確保できるか不安／障がい専門避難場所を設置して欲しい／場所に慣れるのに時間がかかる など

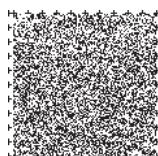
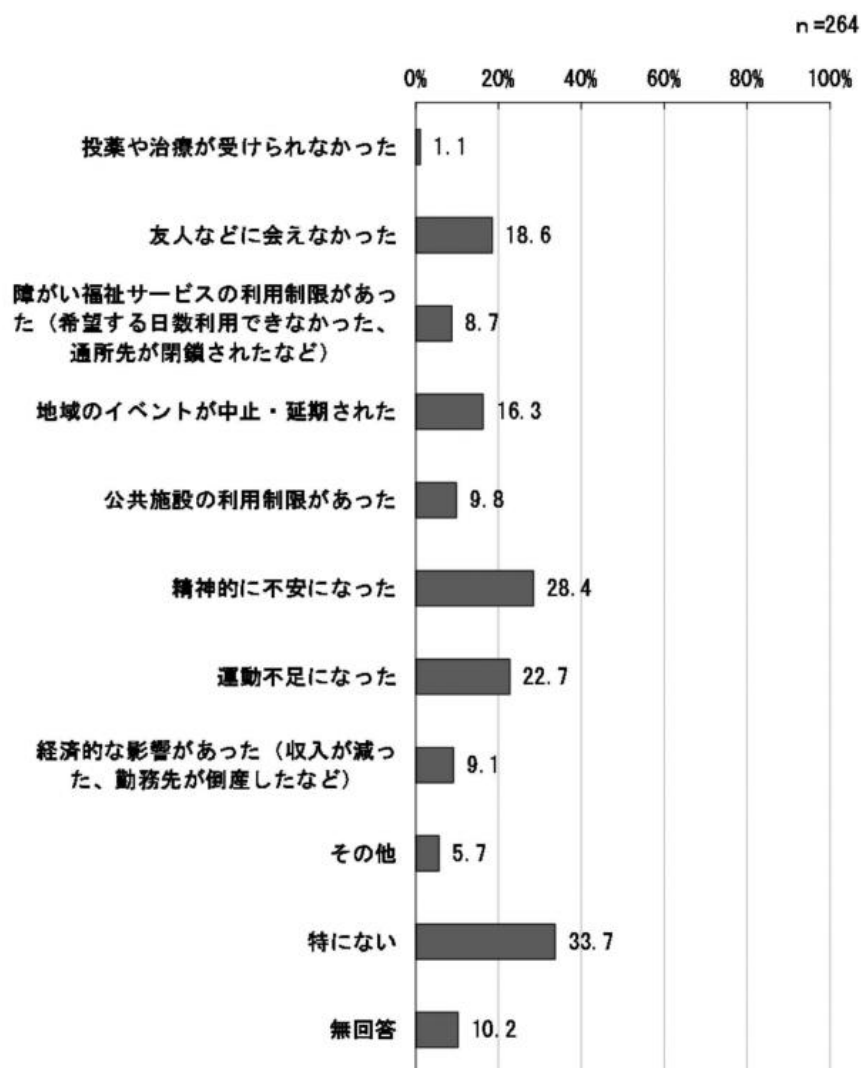


		合計	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手がなくなる	救助を求めることができない	安全なところで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない
全体		264	35.6%	7.2%	9.1%	27.7%	39.8%	29.9%	39.0%
性別	男性	162	31.5%	5.6%	9.9%	27.8%	34.6%	32.7%	39.5%
	女性	100	42.0%	10.0%	8.0%	28.0%	49.0%	26.0%	39.0%
年齢階級別	0～12歳	11	18.2%	0.0%	18.2%	45.5%	54.5%	63.6%	36.4%
	13～17歳	8	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	62.5%	50.0%	50.0%
	18～29歳	71	22.5%	8.5%	11.3%	40.8%	47.9%	36.6%	52.1%
	30～39歳	44	36.4%	9.1%	6.8%	25.0%	45.5%	34.1%	52.3%
	40～49歳	56	33.9%	3.6%	3.6%	23.2%	33.9%	19.6%	30.4%
	50～59歳	56	53.6%	8.9%	10.7%	19.6%	23.2%	19.6%	26.8%
	60～64歳	17	47.1%	0.0%	5.9%	0.0%	47.1%	29.4%	17.6%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	38.7%	15.1%	15.1%	23.6%	38.7%	21.7%	23.6%
	療育手帳	99	29.3%	9.1%	12.1%	45.5%	57.6%	48.5%	59.6%
	精神障害者保健福祉手帳	76	51.3%	1.3%	2.6%	14.5%	19.7%	22.4%	39.5%
	難病（特定疾患）	21	57.1%	14.3%	19.0%	38.1%	47.6%	19.0%	42.9%
	発達障がい	82	32.9%	3.7%	8.5%	47.6%	45.1%	41.5%	62.2%
高次脳機能障がい		14	28.6%	7.1%	14.3%	35.7%	42.9%	28.6%	35.7%
		合計	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答			
全体		264	45.8%	5.7%	12.1%	8.7%			
性別	男性	162	42.0%	4.3%	14.2%	9.3%			
	女性	100	53.0%	8.0%	9.0%	7.0%			
年齢階級別	0～12歳	11	27.3%	18.2%	9.1%	0.0%			
	13～17歳	8	75.0%	0.0%	0.0%	12.5%			
	18～29歳	71	52.1%	8.5%	14.1%	7.0%			
	30～39歳	44	40.9%	4.5%	9.1%	9.1%			
	40～49歳	56	39.3%	3.6%	16.1%	16.1%			
	50～59歳	56	48.2%	5.4%	10.7%	7.1%			
	60～64歳	17	47.1%	0.0%	11.8%	0.0%			
障がい区分別	身体障害者手帳	106	43.4%	7.5%	9.4%	12.3%			
	療育手帳	99	51.5%	9.1%	8.1%	10.1%			
	精神障害者保健福祉手帳	76	42.1%	1.3%	18.4%	5.3%			
	難病（特定疾患）	21	42.9%	14.3%	4.8%	4.8%			
	発達障がい	82	51.2%	7.3%	12.2%	8.5%			
高次脳機能障がい		14	35.7%	7.1%	7.1%	14.3%			



問4 2 新型コロナウイルス感染症の流行の長期化による日常生活への影響
や困っていることはありますか。(複数回答あり)

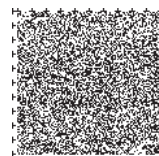
新型コロナウイルス感染症の影響については、「特にない」が33.7%と最も高く、
次いで「精神的に不安になった」が28.4%、「運動不足になった」が22.7%、「友
人などに会えなかった」が18.6%となっています。



		合計	投薬や治療が受けられなかった	友人などに会えなかった	障がい福祉サービスの利用制限があった	地域のイベントが中止・延期された	公共施設の利用制限があった	精神的に不安になった	運動不足になった
全体		264	1.1%	18.6%	8.7%	16.3%	9.8%	28.4%	22.7%
性別	男性	162	1.2%	18.5%	9.3%	16.7%	9.3%	30.9%	22.8%
	女性	100	1.0%	19.0%	8.0%	16.0%	11.0%	24.0%	23.0%
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	18.2%	0.0%	18.2%	0.0%	9.1%	27.3%
	13～17歳	8	12.5%	25.0%	25.0%	37.5%	25.0%	50.0%	12.5%
	18～29歳	71	1.4%	19.7%	9.9%	15.5%	11.3%	26.8%	22.5%
	30～39歳	44	0.0%	15.9%	20.5%	18.2%	9.1%	25.0%	13.6%
	40～49歳	56	0.0%	19.6%	3.6%	12.5%	12.5%	28.6%	26.8%
	50～59歳	56	1.8%	17.9%	3.6%	14.3%	8.9%	32.1%	26.8%
	60～64歳	17	0.0%	17.6%	5.9%	23.5%	0.0%	29.4%	23.5%
障がい区分別	身体障害者手帳	106	2.8%	20.8%	6.6%	13.2%	7.5%	23.6%	21.7%
	療育手帳	99	3.0%	16.2%	16.2%	19.2%	14.1%	26.3%	23.2%
	精神障害者保健福祉手帳	76	0.0%	21.1%	7.9%	21.1%	9.2%	38.2%	26.3%
	難病（特定疾患）	21	4.8%	19.0%	14.3%	14.3%	19.0%	33.3%	23.8%
	発達障がい	82	2.4%	23.2%	13.4%	24.4%	6.1%	34.1%	24.4%
高次脳機能障がい		14	7.1%	21.4%	7.1%	7.1%	0.0%	21.4%	14.3%
合計			経済的な影響があった（収入が減った、勤務先が倒産したなど）	その他	特にない	無回答			
全体		264	9.1%	5.7%	33.7%	10.2%			
性別	男性	162	9.9%	6.2%	32.1%	9.3%			
	女性	100	8.0%	5.0%	36.0%	12.0%			
年齢階級別	0～12歳	11	0.0%	9.1%	45.5%	18.2%			
	13～17歳	8	12.5%	12.5%	25.0%	0.0%			
	18～29歳	71	7.0%	9.9%	31.0%	7.0%			
	30～39歳	44	13.6%	4.5%	34.1%	11.4%			
	40～49歳	56	7.1%	5.4%	32.1%	16.1%			
	50～59歳	56	14.3%	1.8%	32.1%	8.9%			
	60～64歳	17	0.0%	0.0%	52.9%	5.9%			
障がい区分別	身体障害者手帳	106	8.5%	6.6%	33.0%	11.3%			
	療育手帳	99	6.1%	9.1%	27.3%	10.1%			
	精神障害者保健福祉手帳	76	11.8%	2.6%	34.2%	6.6%			
	難病（特定疾患）	21	4.8%	0.0%	23.8%	23.8%			
	発達障がい	82	9.8%	7.3%	28.0%	6.1%			
高次脳機能障がい		14	7.1%	0.0%	35.7%	14.3%			

<その他>

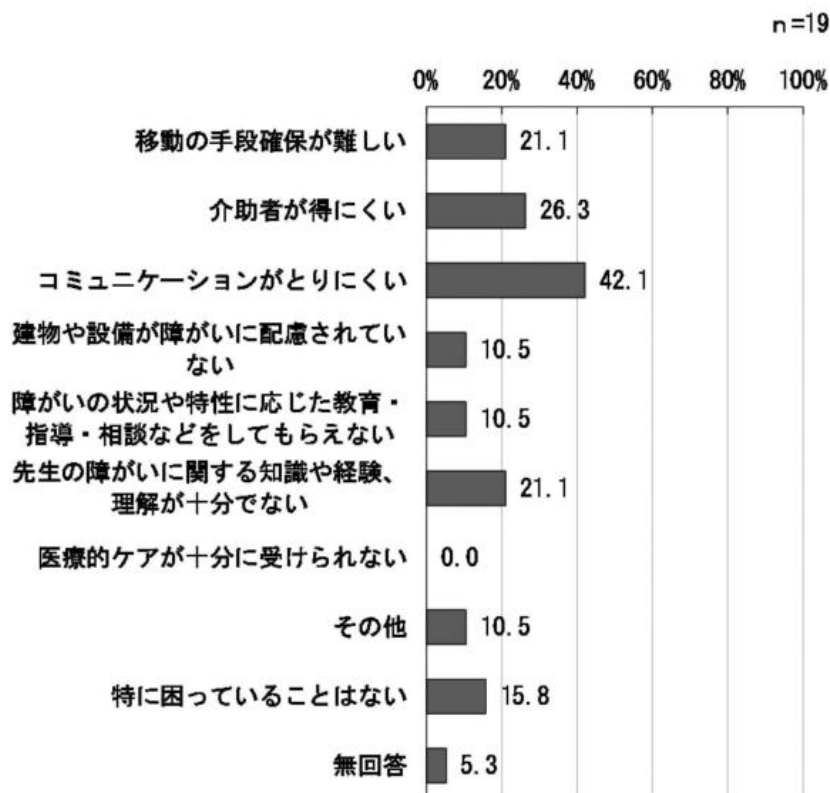
マスクの着用がストレスだった／知的障がいがあり、マスク着用できず公的施設で入館を断られた／家族に会えない／外出が減った／入退院や通院の際感染症チェックが厳しく精神的にデリケートになった／発熱のたびに検査が重なったなど



⑨障がい児の支援について（小・中・高校生のみ問 43～46 を回答）

問43 学校のことで困っていることがありますか。（複数回答あり）

学校のことで困っていることについては、「コミュニケーションがとりにくい」が42.1%と最も高く、次いで「介助者が得にくい」が26.3%、「移動の手段確保が難しい」及び「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」がいずれも21.1%となっています。

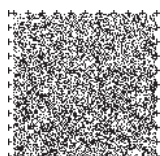


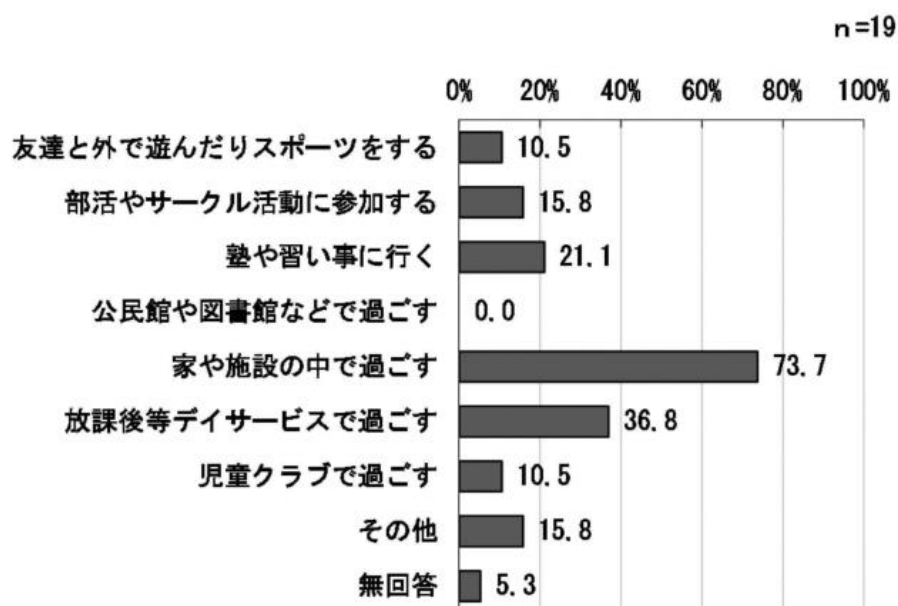
<その他>

親が働くことができない／特別支援学校内でも子ども同士のトラブルが何度もあり、先生の手が足りていない など

問44 放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか。（あてはまるものすべてに○）

放課後や休みの日などの過ごし方については、「家や施設の中で過ごす」が73.7%と最も高く、次いで「放課後等デイサービスで過ごす」が36.8%、「塾や習い事に行く」が21.1%となっています。



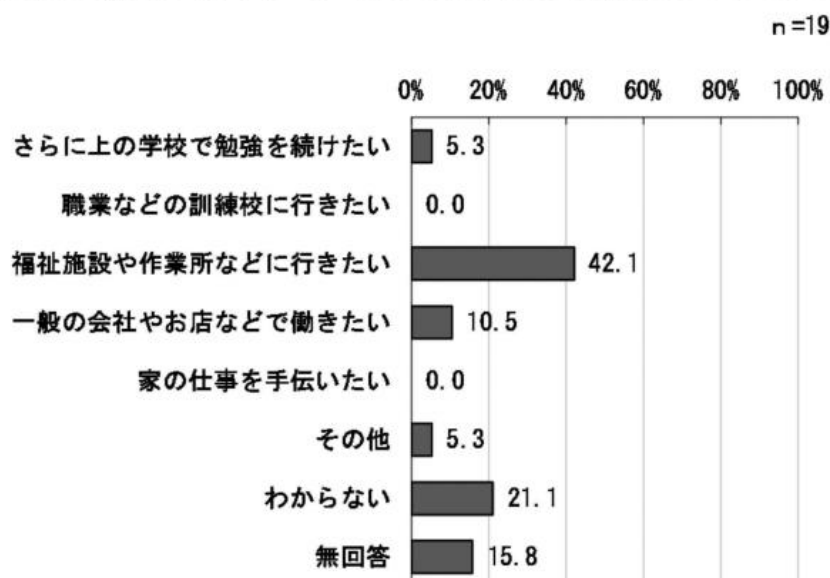


<その他>

祖父母の家に遊びに行く／家族と出かける／公園に行く など

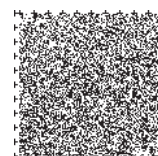
問45 中学校・高校など卒業後の進路はどのようにお考えですか。

中学校・高校など卒業後の進路については、「福祉施設や作業所などに行きたい」が42.1%と最も高く、次いで「わからない」が21.1%となっています。



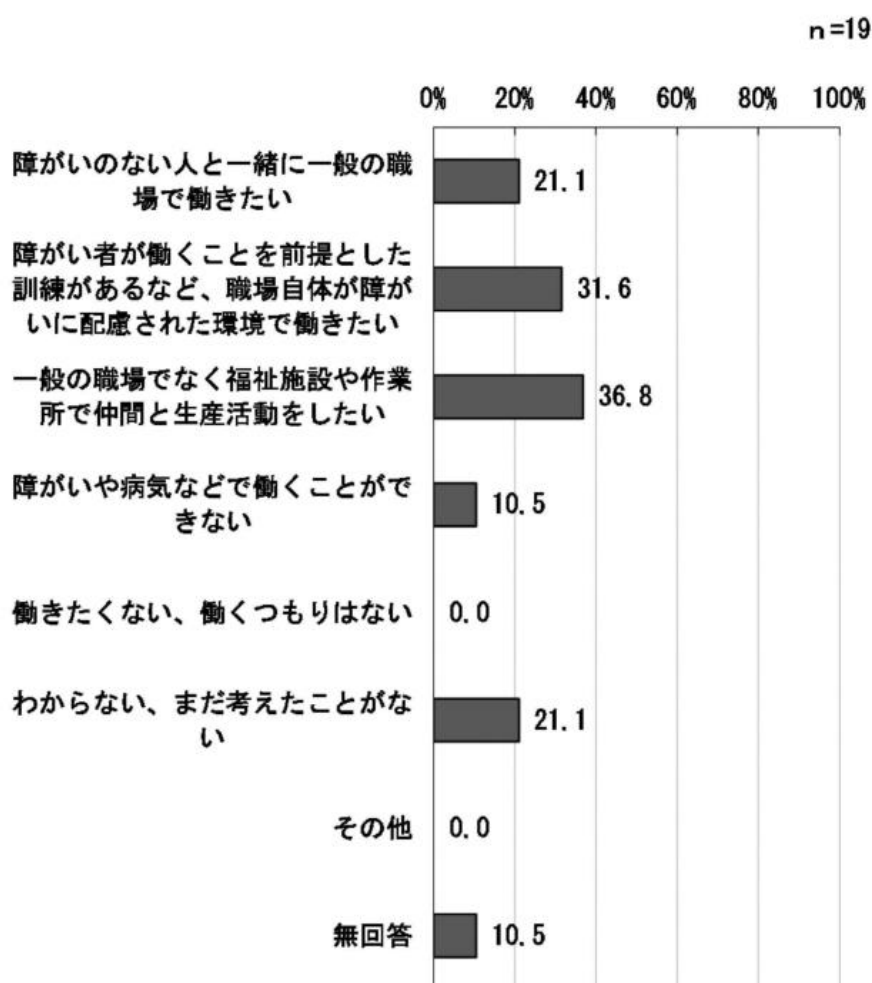
<その他>

デイサービスを利用できたら利用したい



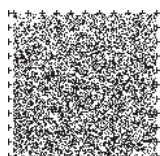
問46 将来、働くことについてどのようにお考えですか。（複数回答あり）

将来、働くことの方針については、「一般の職場でなく福祉施設や作業所で仲間と生産活動をしたい」が36.8%と最も高く、次いで「障がい者が働くことを前提とした訓練があるなど、職場自体が障がいに配慮された環境で働きたい」が31.6%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」及び「わからない、まだ考えたことがない」がいずれも21.1%となっています。



問47 障がいのある子どものために、特に重要と思うものは何ですか。（複数回答あり）

障がいのある子どものために、特に重要と思うものについては、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が48.9%と最も高く、次いで「相談対応の充実」が45.5%、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が40.5%、「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」が37.5%、「保育所や幼稚園での受入れ体制」が33.3%となっています。

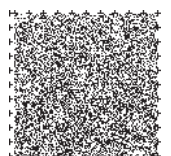


n=264



<その他>

公共交通機関の拡充／公共施設の設備の充実／障がいと甘えの見極め／成人してからの就職先、就労支援／特別支援学校で教える教員への障害児教育の専門的教育／独立して暮らす所（親の死後）／保護者の休息、情報共有の場／多様化の将来像の発信／保護者へのフォロー、サポート／保護者を含む親子のメンタルケア など



（２）アンケート結果から見える課題

①障がいのある人に対する理解について

この１～２年の間に障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについて、１／４近くの人を経験があるとしており、経験がある人の半数が「学校・職場」での経験としています。障がい者が働くために必要なことについても、職場での障がい理解が最も高くなっています。一方、障害者差別解消法の認知については、「名前も内容も知らない」が６割を超えています。

このため、障がいのある人となない人、相互の理解を深めていけるように、障がい理解や差別の解消に向けた講演会、研修、福祉教育などの啓発を推進するとともに、障がい者施設と地域など、障がいのある人もない人も一緒に交流する機会をつくり、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めていくための取組を進めていく必要があります。

②情報提供・相談支援体制について

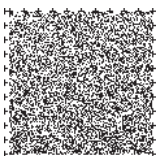
市内の相談支援事業所の認知については、「知らない」が約６割で、普段の悩みや困りごとの相談相手、情報の入手先についても民間の相談窓口や行政機関の相談窓口は１割未満となっています。一方で、相談支援の利用意向は高く、障がいのある子どものために重要と思うものでも「相談対応の充実」が半数近くで最も高くなっています。

このため、障がいのある人、個々の状況やニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談の場の整備・充実を図るとともに、支援につなげていけるように関係機関等との連携体制を強化していくことが求められます。また、障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができる情報提供を行っていく必要があります。

③外出しやすい環境づくりについて

現在、持ち家など、地域で暮らしている人が多く、買い物や通勤・通学、医療機関への受診など、様々な目的で外出していますが、外出時に困ることとして、公共交通機関の少なさや困った時にどうすればよいのかを心配している人が多くなっています。また、障がいのある人が働く際に必要なこととして、「通勤手段の確保」を半数近くの人が挙げています。

このため、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めるとともに、地域や関係団体等とも連携しながら、移動・交通対策を充実させていくことで、障がいのある人を含め、誰もが社会参加しやすく、地域の中で生き生きと生活できる環境づくりを進めていくことが求められます。また、市民の障がいへの理解を促進し、いつでもどこでも支援できる、誰にとってもやさしく安全なまちづくりを進めていく必要があります。



④就労の支援・促進について

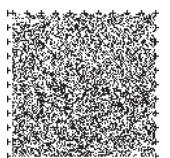
現在、収入を得る仕事をしている人は3割近くおり、現在は収入を得る仕事をしていない人の4割以上に就労意向があります。小・中・高校生を対象にした将来働くことの考え方についても、一般の職場で働きたいという希望が一定数みられます。また、障がいのある人が働くために必要なこととして、職場での障がい理解や通勤手段の確保などの割合が高くなっています。

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりが持つ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。このため、障がいや障がいのある人への職場の理解を深めていく中で、就労環境の改善を促進し、それぞれの障がい特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

⑤災害時の支援体制について

災害時に一人で避難できる人は4割であり、家族が不在の場合や一人暮らしの場合の助けてくれる人についても、「いない」や「わからない」が7割を超えています。また、災害時に困ることとして、避難場所の設備や生活環境への不安に次いで、安全なところまで迅速に避難できないことが高くなっています。

このため、障がいのある人への防災知識の普及・啓発や災害時の迅速な情報提供、避難支援体制の整備・強化などを進めるとともに、福祉避難所や福祉避難室を充実させ、安心して避難生活を送れるよう、地域で取り組んでいくことも必要です。



2 障がい福祉サービス事業所調査結果

（１）事業所を運営していく上での課題など

- ・（就労系事業所）工賃向上につながる仕事の安定的な確保
- ・物価高騰による事業所運営への影響
- ・新規利用者の確保
- ・事業運営を安定的に進めるための人材（職員）の確保
- ・障がい特性の多様化、高齢化・複雑化する利用者への対応
- ・慢性的な職員不足による疲弊の蓄積
- ・職員が経験を積むことに伴い上る人件費

（２）地域全体の課題など

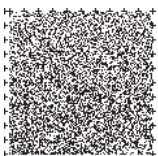
- ・地域の人口全体の高齢化と労働人口の不足、それに伴う福祉人材の不足（離職も含む）
- ・人材も含めて限りある資源であることについての利用者・家族の理解不足
- ・グループホームの不足
- ・（特に）長期休暇時の児童・生徒の見守り支援の不足
- ・行動障がいのある人の受入れ可能な事業所不足
- ・市内に身体障がい者が利用できる短期入所事業所がない
- ・相談支援専門員の不足
- ・社会参加をサポートする体制・仕組みが少ない

（３）サービスの質向上のための取組など

- ・有資格者の確保、配置
- ・就職後の資格取得などについての支援
- ・計画的なスキルアップ研修の実施（施設内研修、外部研修などの活用）
- ・職員間での意見共有、ミーティングの定期実施
- ・職員の定着のため、職場環境の改善

（４）新規サービス参入場合の課題など

- ・土地・建物などの設備整備費用、事業運営費用の調達
- ・（資格を有する）人材の確保、定着
- ・（夜間支援も可能な）人材の確保、定着
- ・行政や地域の理解

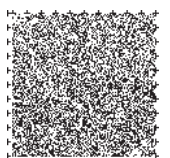


（５）今後の障がい福祉施策に期待することなど

- 報酬体系の見直し
- 障害年金 2 級以上の受給者が年金のみで生活することができるよう、年金額の改定
- 障がいのみならず高齢者、困窮者、ひきこもり、虐待など個人の責任や努力で解決できない課題を分かち合う仕組み
- 人口減少が顕著な地域でも必要なサービスの提供ができるよう、基準や要件の緩和
- 医療的ケア児等、医療依存度が高い方の受け入れ先の確保
- welfare「弱者への保護」→ well being「個人が主体性をもち自己実現を保証する」への変革を意識した施策

（６）市の障がい福祉施策への意見・要望など

- 地域全体で職員の人材育成ができるよう、障がい福祉サービス事業所間で職員の人事交流的研修を行うことができる支援
- 行動障がいのある人の区分認定調査の際は、現場の支援実態を十分考慮してほしい
- 相談支援専門員の確保・増員できるような働きかけと経営安定への支援
- 目標達成のために次にどのような施策を展開したかなど PCDA サイクルの見える化
- 包括的な相談体制づくりの中で、埋もれてしまう人がないように配慮すること
- 携わる従事者が心身ともに疲弊しないような体制づくり
- サービス調整における積極的な役割
- 障がい福祉分野に限らない対人援助職支援

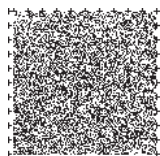


(7) 障がい福祉サービス事業所

柏崎市内の障がい福祉サービス提供事業所

区分	サービス区分	サービス項目	事業所数(か所)
法定の障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	6
		重度訪問介護	5
		同行援護	4
		行動援護	2
		重度障害者等包括支援	0
	日中活動系サービス	生活介護	9
		自立訓練(機能訓練)	1
		自立訓練(生活訓練)	2
		就労移行支援	2
		就労継続支援A型	2
		就労継続支援B型	13
		就労定着支援	2
		療養介護	1
		短期入所(福祉型)	5
		短期入所(医療型)	1
	居宅系サービス	自立生活援助	0
		共同生活援助	16
		施設入所支援	3
	相談支援	計画相談支援	6
		地域移行支援	5
		地域定着支援	5
	障がい児支援	児童発達支援	3
		医療型児童発達支援	0
		訪問型児童発達支援	0
		放課後等デイサービス	5
		保育所等訪問支援	1
地域生活支援事業		相談支援(基本相談)	5
		移動支援	4
		地域活動支援センター	3
		日中一時支援	11
		訪問入浴サービス	2

資料:福祉課(令和5(2023)年11月末日現在)



3 障害者福祉推進会議

○新潟県柏崎市障害者福祉推進会議設置条例

平成25年12月18日条例第55号

(設置)

第1条 障害者が住み慣れた地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市民、市及び関係機関の相互の理解及び協働に基づき障害者福祉の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市障害者福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

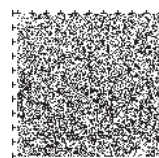
第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 障害者基本法*（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき定める柏崎市障害者計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画に関する施策の実施、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者等
- (2) 障害福祉事業所の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用・労働関係機関の代表者等
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

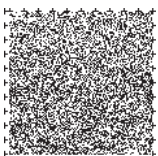
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のために必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



(特例措置)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開催される推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

- 4 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

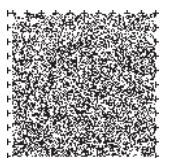
別表1中

「 介護認定審査会委員	1日につき	13,000円	〃
障害者介護給付費等支給審査会委員	1日につき	13,000円	〃

を

「 障害者介護給付費等支給審査会委員	1日につき	13,000円	〃
障害者福祉推進会議委員	1日につき	6,400円	〃
介護認定審査会委員	1日につき	13,000円	〃

に改める。

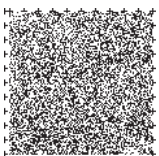


柏崎市障害者福祉推進会議委員一覧

任期: 令和4(2022)年4月1日～令和6(2024)年3月31日

No.	区 分		氏 名	所 属／役 職
1	障がい者団体の代表者等	(身体障がい)	高橋 壽一	柏崎市身体障害者福祉協会 会長
2	障がい者団体の代表者等	(知的障がい)	竹井 裕美子	柏崎市手をつなぐ育成会 会長
3	障がい者団体の代表者等	(精神障がい)	持田 千恵子	柏崎市精神障害者家族会「は まなす会」会員 新潟県精神障害者家族連合 会 理事
4	障がい者団体の代表者等	(発達障がい)	金塚 敬子	「いなほの会」柏崎
5	障がい福祉事業所の代表 者等	(団体)	高橋 恵子	(福)柏崎市社会福祉協議会 通所事業課長
6	障がい福祉事業所の代表 者等	(日中系サー ビス)	春川 麻里	(福)こすもすの会 こすもす作業所 統括施設長
7	障がい福祉事業所の代表 者等	(日中系サー ビス)	小林 俊介	(株)With You 代表取締役社長
8	障がい福祉事業所の代表 者等	(日中系サー ビス)	荒城 裕子	(福)ロングラン 日中活動部門 課長
9	障がい福祉事業所の代表 者等	(入所系サー ビス)	小池 和美	(福)柏崎刈羽ミニコロニー 松波の里 園長
10	障がい福祉事業所の代表 者等	(相談支援)	村山 智	(福)たいよう福祉会 たいようSOCIOセンター センター長
11	学識経験者	(大学)	黒木 宏一	新潟工科大学 工学科准教授
12	医療関係者	(病院)	阿部 亮	医療法人明生会 関病院理事長
13	医療関係者	(病院)	木明 香子	(独)国立病院機構新潟病院 療育指導室長
14	教育関係者	(教育)	小林 俊明	新潟県立はまなす特別支援 学校 校長
15	雇用・労働関係機関の代表 者等	(就労)	片岡 健司	柏崎公共職業安定所 統括職業指導官
16	公募による者	(公募)	田辺 隆男	市民
17	公募による者	(公募)	吉野 孝也	市民
18	その他市長が必要と認める 者	(体育)	金子 正美	柏崎市スポーツ推進委員協 議会 会長
19	その他市長が必要と認める 者	(民生)	本多 満理子	柏崎市民生委員児童委員協 議会 会長
20	その他市長が必要と認める 者	(商工業)	富川 明裕	柏崎商工会議所 専務理事

オブザーバー 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 課長 金子 弘



4 用語解説

【あ行】

ICT

Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

医療的ケア児

病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし、支障なく利用できること。

SDGs

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

おもいやり駐車場制度

健常者がショッピングセンターなどの障がい者専用駐車スペースに停めるなどの不適正な駐車を防ぐために、身体に障がいのある人、高齢者、妊産婦などの歩行が困難な人に県が利用者証を交付し、適正な利用を確保することを狙いとした制度。

【か行】

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会

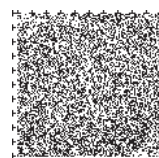
平成 19 年に柏崎市と刈羽村が共同で設置した協議会で、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健、医療、雇用、教育、行政などの幅広い分野の関係者により構成されている。地域の課題などを情報共有し、連携しながら障がいのある人が地域で安心して暮らせるための支援体制の構築について協議を行っている。

基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人。



高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状。記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいなどで脳の損傷部位によって特徴がでる。その障がいは外からではわかりにくく自覚症状も薄いため隠れた障がいといわれている。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなっている社会的な障壁を取り除くために、状況に応じて行われる周囲の人たちの配慮をいう。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助けなど、過度の負担にならない範囲で提供されるものとなっている。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者や障がい者などの移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホームなど）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路など）などについて、高齢者や障がい者などが移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

【さ行】

JIS規格

産業標準化法に基づき制定される、我が国の鉱工業品、データ、サービスなどに関する国家規格。

児童福祉法

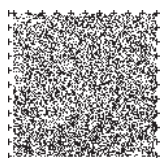
児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司、児童相談所、児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

重症心身障がい児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児をいう。

障害支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。



障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障がい者の尊厳と権利を保障するための国際条約で、日本は国内の関係法律等の整備を行い、平成26年1月20日に条約を批准しました。平成27年7月現在、157カ国が批准しています。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体などの責務、施策の基本事項などを定めた法律。平成23年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正された。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

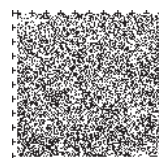
障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることなどに鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止などに関する国等の責務等を規定した法律。平成24年10月1日から施行された。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障がいを理由とした差別の解消を推進するための基本的事項や、国・地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律である。平成28年4月1日から施行された。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。平成25年4月1日に障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成26年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。



障害者トライアル雇用奨励金制度

障がいのある人の雇い入れ経験がない事業主などが、就職が困難な障がいのある人を、ハローワークなどの紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成する制度。企業の障がい者雇用に対する不安感などを解消し、以後の障がい者雇用に取り組むきっかけ作りや就職を促進することを目的としている。

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障がい者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設などからの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定めている。省庁や地方公共団体などの長は、毎年度、障がい者就労施設などからの物品等の調達方針を作成し、各年度の終了後には、その実績を公表することが義務づけられている。平成25年4月1日から施行された。

障害者法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされている。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%、民間企業は2.2%とされている。

ジョブガイダンス

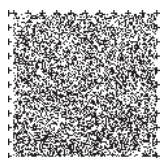
ハローワークなどが実施している事業で、就労を希望する精神障がいのある人などを対象として、就労に関する知識や方法を身につけ、就労に対する不安を取り除くことを目的としている。

市民後見人

一般市民による成年後見人で、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

消費生活センター

消費者安全法に基づき、地方自治体に設置が義務づけられている消費生活に関する相談窓口。商品やサービスなど、消費生活全般の問題や苦情、問い合わせなどを受け付けて公正に対処し、問題の解決を支援している。



自立支援医療（精神通院医療）

公費負担医療のひとつで、精神疾患の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して医療費の自己負担を軽減するもの。対象となるのは、統合失調症、うつ病・躁うつ病などの気分障がい、アルコール・薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、人格障がい、てんかんなどである。

新型コロナウイルス感染症

過去ヒトで感染が確認されていなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症。

身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助などを行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な人のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約などの法律行為全般を行うための制度である。

相談支援事業所

相談支援専門員が障がいのある人やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続きなどのサポートを行う。

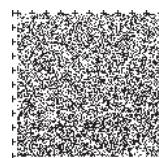
【た行】

地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、障がい者への相談・指導・助言や関係機関などとの連絡調整、及び日常生活や地域との交流活動などの地域活動支援を行うと同時に、併せて地域の社会基盤のネットワーク形成や障がいに対する普及啓発などを行う。（また、地域活動支援センターは、Ⅰ型のほか、機能訓練や入浴などの支援を行うⅡ型、作業の場を提供し、生きがい作りや仲間との交流などを支援するⅢ型がある。）

地域活動支援センターⅢ型

地域において雇用・就労が困難な障がい者に対して、創作活動や生産活動の場を提供し、生きがい作りや仲間との交流などを支援する。



地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つの機能が求められる。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童、生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

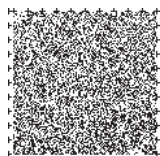
特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭で、特別な支援が必要な子どもに関する教育相談、福祉・医療など関連機関との連携調整役となっている。

【な行】

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫障がいを有しているもの。



難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。1972（昭和 47）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられた（2013（平成 25）年4月1日施行）。現在は 361 疾患に拡大された。

日常生活自立支援事業

障がいのある人や高齢者など、判断能力が十分でない人の日常的な金銭の管理や書類の預かりなどを本人との契約に基づいて、社会福祉協議会が支援をしている事業で、本人に契約能力があることが必要。

日常生活用具

障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のこと。重度の障がいのある人に、障がいの内容に応じて、日常生活用具の給付を行っている。

ノーマライゼーション

障がいのある人も健常者と同じように、お互いが特別に区別されることなく、社会の中で共に生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方やそのような環境づくりを目指す活動などをいう。

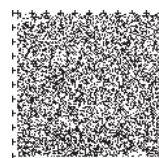
【は行】

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。規則などの影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。



バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが、生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指している。

バリアフリーまちづくり事業

新潟県が推進している「福祉のまちづくり」のための事業で、誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を目的として、県内各地で「歩道整備」、「信号機等交通安全施設整備」、駅などの旅客施設の「エレベーター整備」を行っている。

ピアサポート

障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまなアドバイスを行い、必要な支援を行うこと。

避難行動要支援者名簿

災害時に自分で避難することが難しく、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名前や住所、必要な支援や連絡先などの情報を地域で共有し、災害時に適切な支援を行えるようにするための名簿。

ペアレント・トレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

ペアレントプログラム

子どもの問題行動への対応方法を学ぶものではなく、その前提となる、子どもや母親の行動の見方を理解するためのもの。保護者の直接的なニーズである子どもへの対応方法がわかるようになるための基盤となるプログラム。

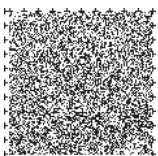
ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって快適で使いやすいようにつくられた、製品・建造物・生活空間などのデザインのこと。



要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障がい者に対する情報保障手段の一つ。

【ら行】

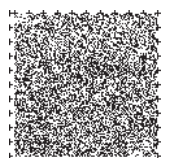
療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。都道府県によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

【わ行】

ワークショップ

多様な人たちが会議や活動に主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場。



第五次柏崎市障がい者計画

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

柏崎市第7期障がい福祉計画

柏崎市第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

＜発行年月＞令和6（2024）年3月

＜編集・発行＞柏崎市 福祉保健部 福祉課

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

TEL：0257-23-5111（代）

FAX：0257-21-1315

電子メール fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp

